

令和5年第2回定例会

古平町議会会議録

第2回古平町議会定例会 第1号

令和5年6月19日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第29号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第30号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第31号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 9 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 10 同意第2号 古平町農業委員会委員の任命について
- 11 同意第3号 古平町農業委員会委員の任命について
- 12 同意第4号 古平町農業委員会委員の任命について
- 13 同意第5号 古平町農業委員会委員の任命について
- 14 同意第6号 古平町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第7号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 16 発議第2号 古平町議会ハラスメント防止条例案
- 17 陳情第1号 「女性差別撤廃条約議定書の速やかな批准を求める意見書」（案）採択を求める陳情書
- 18 陳情第2号 学校給食の無償化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書
- 19 陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書（案）の採択を求める陳情書
- 20 一般質問
- 21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（総務文教常任委員会）
- 22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（産業建設常任委員会）
- 23 委員会の閉会中の継続調査申出書
（広報編集常任委員会）
- 24 委員会の閉会中の継続調査申出書
（議会運営委員会）
- 25 委員会の閉会中の継続審査申出書

(古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会)

26 議員の派遣について

○追加議事日程

- 1 議案第33号 令和5年度古平町一般会計補正予算(第5号)

○出席議員(10名)

議長10番	堀	清	君	1番	工	藤	澄	男	君			
2番	寶	福	勝	哉	君	3番	中	村	光	広	君	
4番	高	野	俊	和	君	5番	真	貝	政	昭	君	
6番	梅	野	史	朗	君	7番	堀	澤	理	恵	君	
8番	山	口	明	生	君	9番	佐	藤	未	知	時	君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君						
副町	長	奥	山		均	君						
教	育	長	三	浦	史	洋	君					
総	務	課	長	細	川	正	善	君				
企	画	課	長	人	見	完	至	君				
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君			
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君		
産	業	課	長	岩	戸	真	二	君				
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君		
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君			
教	育	次	長	本	間	克	昭	君				
町	立	診	療	所	事	務	長	細	川	武	彦	君
幼	児	セ	ン	タ	ー	所	長	三	浦	卓	也	君
総	務	係	長	松	浦	亮	介	君				
財	政	係	長	湯	浅		学	君				

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君				
議	事	係	兼	総	務	係	澁	谷	久	美	君

開会 午前 9時55分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和5年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番、真貝議員、6番、梅野議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る6月14日に開催されました議会運営委員会の決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤澄男君） それでは、私のほうから去る6月14日に開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月19日から6月20日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。なお、同意第2号から第6号までの5件につきましては農業委員会委員5名の選任でございますので、一括議題といたします。

次に、議員提出による提案されております発議第2号につきましては、議員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託するものとします。なお、特別委員会の委員長には慣例により副議長を、副委員長には所管の総務文教委員長を充てることといたします。

また、今定例会に3件上がっております陳情でございますが、陳情第1号及び第2号は総務文教常任委員会に、陳情第3号は産業建設常任委員会に付託するものといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件につき3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というような繰り返し

返しを行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月19日から6月20日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月19日から6月20日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和4年度、令和5年5月分、令和5年度5月分例月現金出納検査報告の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第1回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、中心拠点再生地区等整備事業についてでございます。（仮称）道の駅ふるびらの建設については、5月26日、入札を執行し、株式会社福津組が令和6年12月13日までの工期で落札いたしました。道の駅を管理運営する指定管理者の候補者については、5月19日の道の駅整備検討委員会において協議した応募条件等を基に5月29日から7月10日の期間で募集しております。候補者が決まった段階で議員の皆様にはご報告いたします。一方、旧役場庁舎跡地を道の駅の駐車場とする工事については、北海道開発局が2か年で実施し、今年度は7月から9月上旬で基層面までの工事を実施する予定であると聞いております。そのほかの主な工事としては、町道恵比須小路線が9月15日の竣工予定で進んでおり、これにより町道3条通線とつながり、本複合施設かなえ〜へのアクセスが向上するものと考えております。また、複合施設前面駐車場については、場内の安全対策等を勘案し、区画線を引く予定であります。町内外の方がお盆に墓参りに来た際には前面駐車場を活用できるよう配慮したいと考えております。

次に、地域公共交通についてでございます。5月1日から実施しております予約によるデマンド交通は、5月の1か月間の利用者数が116人で、1日当たり4.8人でした。昨年12月から2か月間行った実証運行では1か月平均の利用者数が45人、1日当たり1.8人であったことを考慮すると、徐々にデマンド交通に対する認知度が高まってきていると考えております。一方、町内の民間タクシー事業は主に小樽つばめ交通株式会社が担っておりますが、利用者数の減少や燃料費高騰により、町内での事業の継続が危惧される状況になっております。民間タクシーは、夜間における交通弱者の主要な移動手段であることから、町は補助金により事業継続を支援したいと考えております。後ほど補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。5月31日の第3回臨時会で議決をいただいた今回の地方創生臨時交付金は、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者を支援するものでありますが、その内訳は各地方公共団体がその地域の実情に合わせて実証する推奨事業と非課税世帯1世帯当たり3万円を給付する低所得支援枠で構成されております。現時点における交付金を活用した各事業の進捗状況をご報告いたします。1点目が課税世帯支援事業でございます。本事業は、全ての住民税課税世帯を対象とし、1世帯当たり1万円を給付するものです。申請書は対象世帯に郵送し、6月下旬から受け付け、支給は7月中旬からの予定で進めております。2点目は、水産加工用燃油等価格高騰対策支援事業でございます。燃油等の価格高騰により影響を受けている水産加工業者の負担軽減を図ることを目的とした本事業は、従業員数に応じて10万円から50万円を上限に補助いたします。申請は6月下旬から開始し、審査、確認後順次支給できるよう進めております。申請漏れ等が発生しないよう対象となり得る事業者へは事業内容の周知徹底を図ってまいります。3点目は、漁業用燃油等価格高騰対策支援事業でございます。燃油等の価格高騰により影響を受けている漁業者の負担軽減を図ることを目的とした本事業は、漁船のトン数区分に応じて5万円から30万円を上限に補助いたします。申請は6月下旬から開始し、審査、確認後順次支給できるよう準備しております。この事業については東しゃこたん漁協に事業内容の周知や申請の代行を行ってもらうなど、連携して進めてまいります。4点目は、農業用資材等価格高騰対策事業でございます。資材等の物価高騰により影響を受けている農業者の負担軽減を図ることを目的とした本事業は、法人10万円、個人事業主5万円を上限に補助いたします。申請は7月中旬から開始し、審査、確認後順次支給できるよう進めております。5点目は、プレミアム商品券発行支援事業でございます。物価高騰で影響を受けている町民の生活支援や疲弊した地域経済の活性化を目的とした本事業は、商工会が発行するプレミアム商品券のプレミアム率部分に補助いたします。今回の補助は、1万円分の商品券に対して30%です。発行は3,000組、販売は8月31日で、使用期限は翌年の2月末です。なお、プレミアム率20%の第1弾事業は6月30日販売で、12月末までの使用期限となっております。6点目は、低所得世帯支援事業でございます。物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る本事業は、住民税非課税世帯が対象であり、1世帯当たり3万円を給付いたします。申請は、これまでの低所得者世帯への給付金事業と同様に世帯主名及び口座等の必要事項が記入された確認書を郵送し、それを確認の上、提出いただく方式です。受付は本日6月

19日からで、支給は7月初旬からの予定で進めております。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業についてでございます。児童1人当たり5万円を支給する本事業は、国の事業として食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯等に対して実施いたします。対象は、独り親世帯または18歳未満の子育て世帯のうち住民税非課税世帯で、令和4年度にも同給付金を支給された世帯となります。支給は、6月中に申請不要のプッシュ方式で行います。

次に、新型コロナウイルス感染予防対策についてでございます。5月8日から新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症へ移行となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなったところであります。コロナワクチンを無料で接種することができる特例臨時接種は令和6年3月まで延長され、感染状況の把握についてはこれまでの全数把握から定点把握となったところであります。町内においては依然としてコロナ感染が確認されており、全道的にも現時点では感染者が拡大傾向にあります。国は、令和5年度におけるコロナワクチン接種について、初回接種を終了した5歳以上を追加接種可能者として9月から秋開始接種で1回行うことと決定したところであります。また、感染した際の重症化リスクが高い方は、春開始接種として5月から8月にかけて前倒ししてさらに1回接種を行うことができるとしたところであります。そこで、本町は高齢者、基礎疾患を有する方及び医療従事者を対象に、5月10日から北後志の12医療機関でワクチン接種を実施しております。北後志5町村では、現在9月からの秋開始接種について共同接種体制の継続方法等を協議しておりますが、スケジュール等の詳細については決定次第お知らせいたします。また、引き続き感染対策に係る情報提供や専門職による相談業務を継続し、町民の感染症に対する不安解消に努めてまいります。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。町立診療所では4月から新たにレントゲン技師1人と委託契約を締結し、2人体制としたところであります。これにより、これまで月2回木曜日に実施していたレントゲンやCTによる検査は毎週火曜日にも実施可能となり、月6回となったところであります。地域の1次医療機関として検査の機会が増えることは、町民に対する医療サービスの向上につながると考えております。一方、介護医療院では現在15人が入所し、療養生活を送っております。これまではコロナ禍でもあったことから面会は休日に関族のみの限定で行っていましたが、5月8日から感染症法上の位置づけが5類に変更されたことに伴い、平日も家族以外の方と行えるよう緩和したところであります。また、4月から会計年度任用職員の看護師1人を増員し、入所者に対する日常的、継続的な看護体制の充実を図ったところであります。入所者が家族や地域住民と交流しながら療養生活を送ることができるよう今後も環境整備やサービス提供に努めてまいります。なお、レントゲン技師と看護師については後ほど補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ふるさと納税についてでございます。令和4年度の結果は、寄附件数2万9,037件、寄附額3億1,792万円と大きく減少しました。主要因は、これまで何度も説明してきたように、物価高騰の影響で以前と同じ返礼品であっても寄附額を引き上げたことや寄附額を据え置いて返礼品の容量を見直したためであると分析しております。令和5年5月末では寄附件数2,292件、寄附額2,575

万円とさらに減少しております。このような厳しい状況下を少しでも打破するため、今後は利用者が多いサイトを中心にページの全面リニューアルや返礼品の見直し、さらには先行地域での返礼品供給体制等を視察するなど調査研究を行いたいと考えております。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2にそれぞれ取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案3件、条例改正案1件、報告1件、人事案件の同意6件の合計11件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には日頃より本町の教育行政に対し深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。令和5年古平町議会第2回定例会の開会に当たり、前回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校における新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルス感染症は、5月8日付で感染症法上の5類感染症に移行し、一つの節目を迎えたところです。小学校、中学校における感染症対策に関しては、これに伴い改定された文部科学省発出の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び北海道教育委員会からの関連通知に基づいた対策を講じております。児童生徒の感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降小中ともに3月から5月まで該当せずに済みましたが、今月に入り中学校第2学年で生徒複数が感染、さらに第3学年にも生徒複数の感染が判明したため、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断しまして、中学校を6月5日から8日まで学校全体の臨時休業といたしました。学校閉鎖中はプリントとオンライン授業を行っております。

学校教育活動についてです。4月3日には転入教職員8名の辞令交付式を複合施設大ホールで行っております。そのうち1名は新卒の教諭ですので、フレッシュさを前面に押し出しての活躍を期待しています。今年は小学校校長、教頭の同時異動に当たったため、古平の実情に理解がある方をと考えておりましたところ、幸いにも以前この地で教頭職を3年間された方が校長として着任されました。とても安堵したところでございます。

令和5年度入学式は、4月6日午前小学校で、午後中学校で挙行されました。新入生は小学校13名、中学校14名です。古平小学校児童数77名、教職員数18名、古平中学校生徒数53名、教職員数14名で新年度をスタートいたしました。

全国学力・学習状況調査は、4月18日、全国一斉に小学6年生と中学3年生を対象として国語、算数、数学、英語の調査が行われ、当町では小学6年13名全員、中学3年20名全員が参加しております。また、中学英語の話すこと調査については、当町では5月17日に実施いたしました。調査結果については例年8月下旬に文部科学省から都道府県別に公表される予定であり、それを受けて道教委からの北海道版結果報告書が11月下旬に示される予定です。

中学校の修学旅行は3年生全員が参加して、5月10日から12日まで3日間の行程で青森県青森市、大鰐町、岩手県平泉町、盛岡市を訪問しております。ねぶたの家、中尊寺、わんこそば体験など思い出に残る貴重な経験となったことでしょう。小学校の修学旅行は、6年生が今週、21、22日の2日間、函館市を訪問します。

5月27日には小学校大運動会が開かれました。全校児童77名全員が出場し、スローガン「燃え上がれ！心をひとつに 勝利の笑顔」の下、子供たち一人一人が力いっぱい走ったり踊ったりする姿が輝いて見えました。

学校給食についてです。食育の一環でもあります地場産食材の令和4年度使用実績は73品目となりました。白米は100%古平産米を使用し、御飯食を年間124回提供しました。5年度も農産物、畜産物、海産物について一品でも多くの地場産を使用した給食提供に努めます。また、給食施設設備の衛生管理に関しては、今年度の細菌検査業務委託及び各種設備点検を4月1日に契約、引き続き学校給食の安全、安心を徹底いたします。

生涯学習、スポーツについてです。高齢者教室たけなわ学級は、5年度第1回を5月15日に開催、16名が参加して、海洋センターで家でもできる簡単運動教室を実施いたしました。

少年少女わんぱく王国は、4年度最終回を3月30日に開き、こちらは11名が参加し、チーム対抗熱中球技大会を楽しんでおります。5年度の第1回は5月20日に開催、8名が参加して、挟んでボールリレーやスリッパカーリングに挑戦しております。

ブックスタート事業は、5年度第1回を5月18日、乳幼児健診会場において実施し、3組6名に絵本を贈呈、また絵本の展示をしました。

6月3日には2023B&Gクリーンフェスティバルが行われました。先日からの雨の中、107名に参加していただき、肌寒さもあることから時間を短縮してのごみ拾い、総回収重量は101キロでありました。

さて、当町の一大イベント、古平ロードレース大会については、5月31日に大会実行委員会が開かれ、4年ぶりの大会開催が確認されました。参加料を据え置き運営してまいります。

古平町文化祭についてです。主催者の町文化団体連絡協議会総会が6月7日に開催され、文化祭に関しても議論されました。作品展示会は10月26日から29日の4日間、複合施設1階大ホールで行う、発表会は11月3日、文化の日に同じく大ホールで行うことが決定されております。

古平町図書館は、昨年5月6日のオープン以来、4年度の来館者数延べ1万3,215人、貸出者数延べ1,256人、貸出冊数4,692冊、図書館利用カード発行数241枚、蔵書数は1万3,500冊となっております。たくさんのご利用誠にありがとうございました。基本コンセプト、子供からご年配の方まであらゆる年代の生涯学習の拠点としての機能と、図書館に行けば誰かに会える憩いの場としての機能を兼ね備えた施設づくりをこれからも追求してまいりたいと存じます。

町民皆様の健康づくりの習慣づけがされるように昨年度から始めました健幸ポイント事業については、本年度6月6日時点、43名の方が登録し、参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら取り組んでまいります。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告

といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後ほどご覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育長行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第29号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第29号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第29号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出の予算の補正といたしまして、第1表、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,403万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,143万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。議案の2ページから3ページが歳入、4ページから5ページが歳出でございます。

以上、第1表が地方自治法で定められた議会の議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第29号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは4ページ、5ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに説明いたします。まず、2款総務費、1項総務管理費でございます。既定の予算に449万5,000円を追加し、11億4,684万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、5ページの上を御覧ください。用地購入費で382万円計上してございます。こちらにつきましては、物品保管庫の場所確保、外で使う物品、例えばテントだとかアライグマのわなだとか、そういう物品を保管する場所の確保、さらには町の公用車の駐車スペースを確保するために用地購入費計上させていただいております。場所につきましては、先ほどの町長の行政報告でありましたこの複合施設の裏側、3条通を下ったところの山本さん、さらには坂下さんの場所を購入予定で考えてございます。なお、山本さんの場所につきましては相続の手続がまだ完了しておらず、それが完了できた場合に用地購入に入りたいと考えてございます。それ以外の総務費につきましては、地域おこし協力隊の経費でございます。当初予算では7節の報償費に990万円、18節の負担金、補助及び交付金に450万円計上してございましたが、それをそれぞれ減額いたしまして、同額を12節の委託料に1,440万円計上する予算の組替え補正でございます。地域おこし協力隊につきましては、任用方法が町の会計年度任用職員として任用するか、もしくは個人と委託契約するどちらかの方法になりますが、当初予算では町の会計年度の任用職員で任用する方法を考えて予算計上しておりましたが、実際に地域おこし協力隊になった方との協議の上、委託契約方式に変更するための今回の組替えでございます。さらに、タクシー事業者運行支援補助金ということで、先ほどの町長の行政報告にもございました

民間タクシー事業者への補助として67万5,000円を計上してございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございます。既定の予算に379万2,000円を計上し、7億4,372万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、介護保険サービス事業特別会計の繰出金の補正でございます。この後議案30号で介護保険サービス事業特別会計を提案させていただきますが、介護医療院における会計年度任用職員、看護師の1名増、さらには介護職員のフルタイムとパートタイムの組替えに伴いまして職員手当等の変更がございますので、そちらの補正に伴うものでございます。

続きまして、同じく3款民生費の2項児童福祉費、既定の予算に297万3,000円を追加しまして、5,816万円とするものでございます。内容としては、子どものための教育・保育委託料297万3,000円を計上させていただいてございます。こちらは、保育所、さらには幼稚園の広域入所数の増加に伴うものでございます。当初予算では古平町民1人だけを広域入所で考えてございましたが、実際にはこの4月から4名に増えてございますので、その分予算の増額となっております。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費でございます。既定の予算に11万3,000円を追加し、1億1,986万9,000円とするものでございます。内容としましては、診療所運営事業特別会計繰出金、こちら後ほど議案第31号で診療所会計の補正予算ご提案させていただきます。それに伴う繰出金の変更でございます。診療所会計のほうにつきましては、レントゲン技師1人から2人体制にしましたので、その分の補正と、それに伴う歳入増の補正でございます。続いて、さらにその下、個別接種促進のための支援事業委託料ということで213万円を計上させていただいておりますが、コロナワクチンにつきまして、これまで医療機関が直接国に請求してございましたが、令和5年度からは市町村に請求し、市町村が支払うこととなりましたので、こちらを計上させていただいております。なお、これにつきましては同額国から全額補助で入ってくることとなります。

続きまして、5款農林水産業費、4項漁港費、既定の予算に38万5,000円を追加し、1,490万7,000円とするものでございます。こちら漁港内の漂流ごみ処理委託料ということで38万5,000円を追加してございますが、こちら国補助全額交付決定が決まりましたので、歳入歳出同額計上させていただいております。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算に163万5,000円を追加し、2億2,016万3,000円とするものでございます。内容につきましては、温泉施設の老朽化に伴い、それを修繕するための指定管理料の増でございます。女子サウナ室の壁改修、さらには女子の浴室の排煙オペレーターの動作不良を解消するものでございます。

1枚めくっていただいて、6ページ、7ページです。8款消防費、1項消防費、既定の予算に42万5,000円を追加し、1億9,784万6,000円とするものでございます。内容としては、北後志消防組合の負担金42万5,000円の増でございますが、こちらにつきましては新入団の消防団員の被服費の分でございます。当初予算では5名計上してございましたが、4月に男性2名、女性3名が団員として入団したのですが、新たに男性2名が入団したいということで、それに伴う増でございます。

続きまして、9款教育費、6項保健体育費、既定の予算に21万5,000円を追加し、3,565万9,000円とするものでございます。内容としては、中島スポレク広場前のトイレの修繕料でございます。

男性の小便器、大便器の修繕料として21万5,000円を計上してございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、2ページ、3ページ御覧ください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算に542万5,000円を追加し、2億2,005万6,000円とするものでございます。内容としては、子どものための教育・保育給付費負担金ということで、先ほど歳出でご説明した広域入所の国負担分として134万3,000円を計上してございます。さらに、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金ということで春開始接種分の408万2,000円を計上してございます。

続いて、同じく13款国庫支出金の2項国庫補助金でございます。既定の予算に628万円を追加し、3億6,381万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ということで、古平町としてコロナワクチンの接種体制を整備、整える分の補助金でございます。主に会計年度任用職員を配置して対応したりしてございますので、その分の経費でございます。もう一つ、海岸漂着物等地域対策事業補助金ということで、先ほど歳入でご説明したのと同額が国庫補助金として収入になります。

続きまして、14款道支出金、1項道補助金、既定の予算に81万5,000円を追加し、1億3,427万9,000円とするものでございます。こちらは、子どものための教育・保育給付費負担金ということで、広域入所の道負担分を81万5,000円計上させていただいております。

続きまして、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に151万3,000円を追加し、2,934万3,000円とするものでございます。内容としては、今回の補正につきまして歳入イコール歳出同額とするための財源調整分としてその他収入151万3,000円を計上させていただいております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 幾つか質問します。

まず、ページ数が5ページです。総務費の用地購入費なのですけれども、1平方メートル単価幾らになるか説明してください。

次です。地域おこし協力隊活動者に対する契約が個人委託というふうになったのですけれども、契約期間というのはどのように設定されているのか説明してください。

次、民生費になります。子どものための教育・保育委託料で広域入所ということで対象人数説明されたのですけれども、聞き取りにくかったので、改めて人数を説明してほしいのと、それから3ページを見ますと国と道の数字が出されていますので、国半分、町と道で4分の1ずつということなのですけれども、保護者負担がないので、3歳以上児だというふうに思います。それで、広域入所の原因といたしますか、要因といたしますか、親の状況に応じて他町村での保育所の、または認定保育園の利用というふうになるとおもいますけれども、親のどういう都合で何名の方がそれぞれ利用されているのか。仕事のためなのか、それとも違う理由なのかということです。その説明をしてください。

それと、7ページになりますけれども、消防団の増員に伴いまして補正がされておりますけれども、消防団の待遇については金銭的な面で改善がされているはずですが、以前の待遇面は幾らであっ

たのか、現行が幾らに変更されているのかを説明してください。

○総務課長（細川正善君） まず、私の担当の分野からお答えいたします。

用地購入費、1平米当たりの単価は幾らなのかというご質問でございますが、こちら購入考えているのは固定資産税の評価額で購入を考えてございます。大体2人の地権者から購入して、それぞれ単価が異なりますが、金額としては3,000円前後というふうになります。3,000円よりも低いほうもあるし、高いほうもあるということで、3,000円前後ということでお答えさせていただきます。

○議長（堀 清君） それは地面積は何ぼ。1坪、平米。

○総務課長（細川正善君） すみません。失礼しました。平米当たりの単価だということでご理解ください。

○企画課長（人見完至君） 地域おこし協力隊の関係でお答えいたします。

個人委託で契約の期間はどれくらいかというご質問だったと思うのですが、契約は1年間の契約をしております。あと、制度的には最長3年間まで可能な制度にはなっております。

それと、消防団の関係につきまして待遇面のご質問がありましたが、申し訳ありません。今の待遇については数字持ってきているのですが、前回の待遇については資料をお持ちしていません。今の報酬で団長からそれぞれ役職によって異なるのですが、団長でいうと1年間で8万2,500円、それから傾斜で下がっていきますけれども、一番下の団員につきましては年間3万6,500円の報酬となっております。

○幼児センター所長（三浦卓也君） 子どものための教育・保育給付費負担金の関係ですが、今町外のほうに行っている子供さんは4名です。2名がほうりゅうじ保育園、1名がリタ幼稚園、もう一名が夢の森幼稚園ということになってございます。2名について、ほうりゅうじ保育園のほうのご家庭につきましては保護者の職業の関係で、勤務地が余市町ということもあって、都合ということで2名でございます。それから、リタ幼稚園のほうの保護者の部分については将来的に余市町への居住を視野に入れている部分があるというようなところがございます。あと1名、夢の森に通っているご家庭は、いわゆる幼稚園の教育要領にのっとった教育を受けたいということで、保護者のニーズの中でそちらのほうに通っているということでございます。

以上です。

○4番（高野俊和君） 初めに、衛生費なのですが、診療所のレントゲン技師が1人から2人に増えたということでもありますけれども、技師でも専門的に見る箇所が、専門的な技師が2人のうち1人ずつ別々なのか、それとも一般に言うレントゲン技師が2人増えたということなのか、専門職を充てたということなのかということが1点と、さっき消防の話出ていましたけれども、今年5月10日の大火の日に女子団員が入ったのだなというふうに思いました。私が団長をやっていた頃そういう話は出ていたのです。余市、仁木がありますので、古平町にもそういう話が出ていたのですけれども、それが実行されなかったのですけれども、今回女子団員が3人ほどいましたので、入団したのだなというふうに思いましたけれども、この3名というのは3人募集をして全員が団員になったのか、それとも何人かいて選抜をしたのかということと、それと女子ですからトイレとか、更衣室は別にあれですけれども、トイレとか、そのようなことも少しこれから考えていく必要があ

るのか、考えているのか、その辺総合的にお話をいただきたいというふうに思いますけれども。

○町立診療所事務長（細川武彦君） レントゲン技師につきましては、元ここの所長であった草野ドクターから紹介を受けた方が週1回来ていただいています。今までの技師と同様レントゲン技師の資格を持っている方です。

○企画課長（人見完至君） 消防団の関係ですけれども、募集してなのか選抜してなのかというお話だったと思うのですが、募集した上で3人ほど手が挙がりまして、今回入団に至ったということでございます。

それと、更衣室だとかの関係につきましては、今の支署の2階を一部区分けして対応するという事で聞いております。

○4番（高野俊和君） 診療所の話なのですけれども、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、診療所のレントゲンの技師は一般に言うレントゲン技師で、特に別々の技術を持ったレントゲン技師ということではないということですか。一般の技師ということですか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 総合的に、一般的な技師さんだと承知しています。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第30号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第30号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第30号 令和5年度古平町介護

保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案のご説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ379万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,429万2,000円とするものでございます。これは、4月から会計年度任用職員、看護師2名をフルタイムとして採用したことや会計年度任用職員、介護員のフルタイム、パートタイム各2名の入替えなどが主な理由とする増額補正でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、補正予算説明資料16ページ、17ページをお開きください。1款3項1目介護医療院事業費、既定の予算に379万2,000円を増額し、1億1,616万6,000円とするもので、1節報酬217万2,000円の減、2節給料386万6,000円の増、3節職員手当等94万2,000円の増、4節共済費100万6,000円の増、8節旅費18万円の減、17節備品購入費33万円の増となっております。備品購入費につきましては、入浴介助において身体機能の低下によりシャワーチェアでの入浴が危険になってきた入所者が複数出てきたため、寝たままでの入浴介助を可能とする入浴用ストレッチャーを整備するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金、既定の予算に379万2,000円を増額し、6,179万円とするもので、歳出の増額分を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第31号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第31号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ124万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億104万3,000円とするものでございます。これは、令和4年度から新たにレントゲン技師1名と委託契約を結び、これまでの月2回から月6回へ検査日を増やしたことが主な理由とする増額補正でございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算説明資料22ページ、23ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、既定の予算に124万3,000円を増額し、9,034万2,000円とするもので、1節報酬32万8,000円の減、3節職員手当等6万円の皆減、12節委託料151万8,000円の増となっています。ここまでがレントゲン技師に関する区分で、レントゲン技師の雇用形態を改めたことにより報酬及び職員手当等から委託料へ予算を組替えしております。13節使用料及び賃借料11万3,000円の増については、4月から私事務長の籍が元気プラザから診療所へ異動したため、使用するコピー機が変わったことによるコピー機使用料の増であります。

次に、歳入についてご説明いたします。20ページ、21ページをお開きください。1款1項診療報酬収入、既定の予算に113万円を増額し、2,985万7,000円とするもので、これはレントゲン検査が増えたことに伴う診療報酬の増であり、1目国民健康保険診療報酬収入から3目後期高齢者診療報酬収入までの補正額は、当初予算額割合で案分して算出しております。

1つ飛びまして、5款1項雑入、既定の予算に213万円を増額し、220万6,000円とするもので、これは新型コロナワクチン接種体制の整備に係る支援金の額を算定しております。

上に戻りまして、4款1項繰入金、既定の予算から201万7,000円を減額し、6,558万3,000円とするもので、雑入増額分213万円から歳出、使用料及び賃借料11万3,000円を差し引いた額を減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法施行令が改正され、課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法が変更となったため、同様に本町の条例を改正するものでございます。限度額の引上げについては高所得層に負担を求めることで中間所得層の負担の軽減につながることで、また軽減措置については軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減することを目的としています。本件に関しましては、去る6月7日、国民健康保険税審議会を開催し、限度額の引上げ及び軽減基準額の拡充について諮問どおりの答申をいただいております。

それでは、説明資料で説明いたします。議案第32号説明資料と書かれた青色の資料をお手元にお願います。説明資料1ページ目です。改正内容といたしましては、まず①、賦課限度額の引上げについてでございます。点線枠で表示してあります後期高齢者支援金等分について限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。これにより、下のほうに記載されておりますとおり、40歳未満または65歳以上の介護納付金分が賦課されない年齢の被保険者については85万円から87万円に、40歳以上65歳未満の被保険者については102万円から104万円となります。

次に、下段の②、軽減措置のほうでございますが、5割軽減においては基準額算定に28万5,000円掛ける被保険者数の28万5,000円の部分を29万円に改め、2割軽減では52万円掛ける被保険者数の52万円の部分を53万5,000円に改正するもので、いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることで、5割、2割軽減世帯対象を拡充する内容となっております。なお、これらの改正は今年度分以降の国民健康保険税から適用することとしております。

今回の一部改正による影響額については、次のページで調定額ベースで計算した影響額の参考値となりますが、載せてございます。確定賦課では数字の変更がございしますが、後ほどご参照願います。

議案のほう20ページをお開きください。そのほかの改正としまして、議案の上から7行目辺りになりますが、第23条の2中と書かれているところです。第23条の2から以降の改正につきましては、市町村条例令、いわゆる準則に基づきまして文言を修正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第2号

○議長（堀 清君） 日程第9、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案23ページお聞きください。本件につきましては、令和4年度の一般会計予算に計上しておりましたが、年度内に事業が完了しなかった2つの事業につきまして、翌年度である令和5年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1ページめくって24ページお聞きください。繰越しする事業のうち1つ目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳管理事業でございます。これにつきましては、法律改正に伴い戸籍情報連携システムなどの改修事業でございますが、これまでの法改正と異なり作業内容が膨大となったこと、さらには国からの補助金の交付決定が年度末近くになったことなどから繰越しをしたものでございます。繰越額は492万2,000円、これに伴う財源は、まだ収入していない未収入特定財源で、全額国補助で492万2,000円を予定してございます。事業が完了した段階で国から交付される予定でございます。

2つ目の事業につきましては、9款教育費、6項保健体育費、第三の居場所建設事業でございます。B&G財団からの補助金の関係上、令和4年度事業となりましたが、年度内に事業が完了しなかったため、予算額全額を令和5年度に繰越いたしました。繰越額は5,946万6,000円、この繰越額に伴う財源は、既に収入済みの既収入特定財源としてB&G財団からの補助金2,500万円、事業完了後にB&G財団からさらに交付される補助金2,500万円を未収入特定財源として計上してございます。さらに、令和4年の収入の中から一般財源として946万6,000円を繰り越してございます。

以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。よろしくご審議の上、ご報告の決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） ここで聞いていいのかどうか分からないのですが、第三の居場所の入札がこの前不調に終わったと思うのですが、その辺を考えて予定どおりの建設、その他進んでいくのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○総務課長（細川正善君） ここは令和4年度の予算を令和5年度に繰り越した報告のお話なので、

今高野議員がおっしゃった質問の内容につきましては、この後追加議案でご提案させていただきたいと考えておりますので、後ほどそこでご質問いただければと思います。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○副議長（山口明生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 同意第2号ないし日程第14 同意第6号

○副議長（山口明生君） 日程第10、同意第2号、古平町農業委員会委員の任命から日程第14、同意第6号、古平町農業委員会委員の任命までは関連がありますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） ただいま一括上程されました同意第2号から第6号、古平町農業委員会委員の任命について、提案理由を述べさせていただきます。

本件は、現古平町農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了となることから、新たに応募のありました5名につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命すべき委員としまして、まずは同意第2号の金澤順悦氏であります。住所は古平郡古平町大字浜町679番地11、生年月日は昭和24年10月21日、73歳。元役場職員でございます。現在農業委員2期目で、現在の古平町農業委員会の会長でございます。法律で規定する農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者、いわゆる中立委員に該当しております。

次に、同意第3号の瀧野友和氏であります。住所は古平郡古平町大字浜町590番地、生年月日は昭和46年7月14日、51歳。農業者であり、現在農業委員4期目でございます。

次に、同意第4号の田村修氏であります。住所は古平郡古平町大字浜町547番地、生年月日は昭和26年2月10日、72歳です。田村氏は、古平町で3年間の農業経験を有し、今年4月に新規就農者として認定されており、新たな農業委員でございます。

次に、同意第5号の柴田逸昭氏であります。住所は古平郡古平町大字浜町286番地、生年月日は昭和28年10月9日、69歳。農業者であります。現在農業委員11期目でございます。

次に、同意第6号の堀清氏であります。住所は古平郡古平町大字浜町516番地、生年月日は昭和31年12月3日、66歳。農業者でありまして、現在農業委員10期目でございます。

以上5名につきましては人格高潔であり、農業に関し豊富な識見を有しておりますことから古平

町農業委員会に適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、いずれの方の次の任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（山口明生君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口明生君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから同意第2号 古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口明生君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第2号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口明生君） 起立多数です。

よって、同意第2号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

これから同意第3号 古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口明生君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第3号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口明生君） 起立多数です。

よって、同意第3号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

これから同意第4号 古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口明生君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第4号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口明生君） 起立多数です。

よって、同意第4号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

これから同意第5号 古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口明生君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第5号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口明生君） 起立多数です。

よって、同意第5号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

これから同意第6号 古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口明生君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第6号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口明生君） 起立多数です。

よって、同意第6号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 同意第7号

○議長（堀 清君） 日程第15、同意第7号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） ただいま上程されました同意第7号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を述べさせていただきます。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております堀江昭夫氏の任期満了に伴い、その

後任に同氏を再び選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

堀江氏は、元役場職員として建設課建築係長、同課課長、建設水道課長及び財政課収納対策室長を歴任するなど家屋の評価に優れた識見を有しており、現在固定資産評価審査委員会委員として4期目で、豊富な識見を有しているところでございます。そのような状況の中から同委員を適任であると判断しまして、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、次の任期は令和5年6月24日から令和8年6月23日までの3年間でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町1518番地、氏名、堀江昭夫、昭和24年3月22日生まれ。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから同意第7号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。
よって、同意第7号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎日程第16 発議第2号

○議長（堀 清君） 日程第16、発議第2号 古平町議会ハラスメント防止条例案を議題とします。

本案について提出者からの説明を求めます。

○5番（真貝政昭君） それでは、古平町議会ハラスメント防止条例案。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

それでは、提出の理由について述べます。昨年議会に提出した古平町議会ハラスメント防止条例は、令和5年3月定例議会において賛成1、反対8で否決されました。しかしながら、令和4年1月31日付で総務省から全国の自治体への通知でもお分かりのように、公民問わず全国の職場においてハラスメント防止が義務づけられています。議会においては、町行政に密接に関わっている以

上この問題に無関係ではなく、議員間または職員と議員間でのハラスメント防止策を速やかに講じなければなりません。今回提案の条例案は、前回審議の中で指摘された不十分な点を補う形で、また具体的な事例を経験した上で成立させた恵庭市議会の条例を参考にしました。

では、読み上げます。古平町議会ハラスメント防止条例。

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉および議会活動に支障を来し、議会の社会的信用および信頼を失うことにつながる。

よって、議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの根絶に努め、信頼される議会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

目的として第1条に、定義を第2条に、適用範囲を第3条、それから議長の責務を第4条に、議長の職務の代行については第6条に、議員の責務については第7条に、プライバシーの保護については第8条に、研修等については第9条に、委任については第10条に記しました。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上、提案理由を述べまして、条例を説明いたしまして報告に代えます。十分な慎重な審議を行った上で全員の賛成の下に成立させていただきたいことを願って発言を終わります。

以上です。

○議長（堀 清君） ただいま提出者からの説明が終わりました。

お諮りします。本件は、全員で構成する古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、全員で構成する古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時49分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程第17、陳情第1号 「女性差別撤廃条約議定書の速やかな批准を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 「女性差別撤廃条約議定書の速やかな批准を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第18 陳情第2号

○議長（堀 清君） 日程第18、陳情第2号 学校給食の無償化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第2号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 学校給食の無償化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19 陳情第3号

○議長（堀 清君） 日程第19、陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第3号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書（案）の採択を求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時52分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は、高野、工藤、中村、堀澤、梅野、寶福、佐藤、真貝議員の8名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番（高野俊和君） 家族旅行村の処分についてお尋ねをいたします。

家族旅行村の今後につきましてはいろいろと議論されてきましたけれども、再建はしないというか、無理だろうという方向性が出てから3年以上になると思います。先日も旅行村に電気を送っていた電柱が破損をして380万ほど修理費がかかったという報告がありました。今後古くなるにつれてますます維持費がかさむことが予想されます。処分には相当の予算と日数がかかると思いますけれども、そろそろ具体的な整理の計画などを立てる時期ではないかと思っておりますけれども、町側の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の家族旅行村の処分についてのご質問に答弁いたします。

令和2年度以降新型コロナウイルス感染拡大、緊急事態宣言、それと熊の目撃情報などから安全面や熊対策、使用を考慮しながら指定管理者は更新せずに、廃止でなくて休止という形を取らせていただいております。家族旅行村の再開等の方向性については、これまでの議会でも答弁してございますけれども、現時点で有効な手だては見いだせないという結論に至っております。旅行村につきましては、昭和60年開村以来38年という長い月日が経過しております。施設の休止の影響以前に老朽化が進んでおまして、改修には多額の費用が必要となります。施設を改修することで一時的な集客は期待できますけれども、施設が古いということ、だんだん古くなるにつれてまた減少していくといった同じ繰り返しになるのかなという思いもありますので、今後財政状況や費用対効果も含めて総合的に判断していく必要があります、これからも議員さん含めて検討していかなければならないのかなと思っております。

以前議会でも答弁いたしましたけれども、民間活力の導入含め施設の活用方法の検討を進めていかなければならないと思っております。現在町外の法人等へ働きかけとして、北海道が行っている北海道のポータルサイトによる企業向けの情報発信あるのですけれども、そちらのほうに旅行村と、それから牧場の関係を掲載して、今企業向けにそういった情報発信している段階でございます。まだそういった企業等からも問合せございませんけれども、この事業によりまして遊休施設等の利活用事例も期待しているところでございます。ただ、これからほかにも3名くらいから質問出てございますけれども、あくまでも町独自でやるというのはなかなか難しい状況ですので、そういった方向性で活路を見いだしながら考えていきたいというふうに思っております。

○4番（高野俊和君） 方向性が出たわけでしたから絶対に再建しないということではないのだろうと思っておりますけれども、仮に再建するとしましたら、今見た感じでもケビンの改築、トイレの水洗化、道路の整備、シャワー室の改築など、これ最低限必要ですから、財政負担はかなり大きくなると思います。ほかにもコロナの影響で再建しても集客が見込めるか、また熊騒動などもありますので、そちらの対策はどうするのかとかいろいろな問題はありますけれども、町長今申ししておりましたけれども、仮に再建を考えているとして、この家族旅行村全てではなくて一部施設、センターハウスやスキー場、また施設の跡地などを各分野で再利用するというようなことは考えているのでしょうか。総合的に全てを再開するというのは少し難しいのかなという気がしますが、部分的な再建についても幾らか町側として再建するという、そういう考え方はあるのかどうか。

○町長（成田昭彦君） まず、今単独で旅行村直すといいたしますと、実際に水道漏水してございま

す。その箇所を調べたりなんかするのにまず200万ほどかかります。そのほか先ほど申しあげました電気設備等にも500万ほどかかる。それから、ケビンですとか、そういったものを入れると大体1億超えの金が必要となる、今私どもで調べた中입니다。そういったものでございますので、いろいろな補助制度等も検討しながら、まずどういった形が一番いいのか、再建するにしても、やめるにしても、そういった結論は出していかなければならないのかなと思っております。

それから、部分的な使用ということでございますけれども、部分的な場所を、例えばセンターハウスだけ使用するとか、そういったことも含めてこれからの検討になろうかなと思います。例えば何年か前に見てきた流れで厚田村なんかはああいったケビンを活用して貸付けの畑等を耕したりなんかしていますので、そういった活用方法等も含めながら民間に委託というか、募集するのは募集する、町としてはどういう進め方をしたらいいのか、この辺をまた議員皆様方と検討しながらやっていきたいと思っております。

○4番（高野俊和君） 大変な事業だと思います。今道の駅、それから後で出てくるとは思いますけれども、150年広場など、手がけなければならない事業がたくさんありますので、一気にやるというのは多分無理だと思いますけれども、このような古平町としての考え方みたいなものを少しずつホームページなどにも更新していかないと、見ているほうはやっているのかなという、そういう錯覚も起きると思いますので、その辺は少し小まめに発信していく必要があるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（堀 清君） 答弁は。

○4番（高野俊和君） 要らないです。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） 今高野議員が聞いたことと同じようなことだとは思いますが、先日旅行村を見学しに行きましたら入り口に看板もありませんし、村の入り口はバリケードで入れないようになっていましたので、通行止めになっておりまして入場することができなかったのも、帰ってきました。現在キャビン、建物だとか、それから旧スキー場をやめた後の残骸整理だとか、そういうものも含め、それから今度1段下にあるテニスコート、そういう施設はどのようになっているのか具体的に説明していただきたいと思っております。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

今休止してございます家族旅行村につきましては、前指定管理者によりまして草刈り等の最低限の維持管理はさせていただいております。個々にケビンやテニスコートにつきましては経年劣化しておりまして、全面塗装あるいは張り替え等が必要な状況にあります。先ほど申しあげましたように、どこで漏っているか分かりませんが、水道施設の漏水、本管が漏水しているという状況でございます。また、スキー場につきましては平成19年に休止してからもう16年経過しておりまして、こちらから見えますけれども、斜面は雑木でスキー滑れる状態でないようになってございます。また、リフトにつきましてもさびが上っていて、本当に使えない状況でございます。

今後の旅行村をどうするかという方向性につきましては、先ほど高野議員に答弁したとおりでござ

ございますので、もし時間等許せましたら議員皆様と一緒に現地見ていただいて知っていただくというの必要なと思っている、私どもは管理職で町の施設いろいろ見て歩きましたけれども、そういった形で一度皆さんにも見ていただいたほうがいいのかなと思っておりますので、その辺もし時間あれば進めていきたいと思っております。

○1番（工藤澄男君） 今の町長の前向きというか、私も今回建物だとかそういう施設を、今度産建のほうに来ましたので、議員と、それから担当の職員、それから建物だとかそういう施設がありますので、建設関係の職員だとか、そういう人方で一回じっくり見て、実際に建物がどうなっているのかと。コロナの前にもう既に、階段を押さえている太い柱があるのです、丸太の。それ半分ぐらいがもう腐れて、全部が途中から切って継ぎ足している状態が今の状態なのです。そういうような建物ですから、それを例えば一時的に直しても、またすぐ同じようなことが起きるので、先ほども町長言っていましたけれども、第三者に頼んでやってもらうとか、何か違う形があると思いません。

それから、テニスコートのところなのですけども、ほとんどテニスをやっている人を見たことないので、あそこ。本当にもったいない場所です。あそこすぐ後ろに食事できる建物もありますので、かえってあそこにテントでも張って、海眺めながらバーベキューできるような場所でも造ったほうがずっと得策かなと思っているのです。そして、あそこに植えてある藤の木、あれ物すごく立派なものです。あんな人の見えないところに置くよりも、多少金がかかるのでしょうけれども、あれを掘り出して町の中なりどこか人の目につくところに植えるとか、そういうのもやっていったほうが私はいいと思います。今までずっと私議員やっけて、古平の場合物は造るのだけれども、ケアがほとんどしてこなかったのです、何の建物も。だから、今の成田町長はそうでないと、どんどん、どんどん直すものは直していこうという気構えでこれからもやっていきたいと思うのですけれども、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 全くそのとおりでございまして、古平町は飽きやすい感じといいますか、造るものは造ったけれども、その後の管理になっていない。例えば家族旅行村の運営委員会というの設置はされているのですけれども、実際には何も活動していないというのが現状です。そういったものを定期的を開いていると、管理棟についても今後の方向性等ももっと早くに示していけたのかなという気もしますので、その辺は旅行村に限らず利用できるものは利用していきたい。例えば今回の予算で漁港会館の改修を皆さんの議決いただきましたけれども、本来ですと漁港会館も年に何回か使うだけの施設ですので、それを全体的に年間通して使える、そのような形で今あるものを活用していくというのは基本だと思いますので、そういった形で進めていきたいと思えます。

○1番（工藤澄男君） 町長の考えある程度前向きだというふうに私は受け取ります。

そして、先ほど言いましたけれども、ただ建物だけに泊まらせるとかというのではなくて、あそこいろんなイベントできるようになっていますので、そういうのをずっとやって、そして泊まる人もいいだろうし、そしてさらにまた温泉もありますので、温泉と行き来できるようなものを造って、体制をつくって、そして古平であそこで遊んで、そして温泉入って、そしてまた泊まって帰るとか、そういうように少しでも前向きに物事考えていけばまだまだ、ただ旅行村の建物はもう建て直さな

かったら駄目だと思っけていますけれども、建てるのに金はかかりますけれども、今大事業ここで控えてやっていますので、今すぐあそこに金かけろというのはちょっと無理かもしれませんが、希望としてはあそこにも金をかけて古平の一つの観光の目玉にしてほしいと、そのように要望して終わります。

○議長（堀 清君） 次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） 中村です。よろしくお願いします。

1点目に古平町のホームページについてということで、古平町のホームページを見ると、古いままで更新されていない情報が見受けられます。情報は常に新しいものでなければ意味をなさないと考えますが、どのような頻度で更新されているのかお伺いします。

2点目、家族旅行村について。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時09分

○議長（堀 清君） 再開いたします。

○町長（成田昭彦君） 中村議員の一般質問にお答えいたします。

町のホームページの更新につきましては、新たな掲載情報を追加する更新と既に掲載されている情報を更新する2つの手法に分かれております。新たな掲載情報を追加する更新については隔月で、変動はありますけれども、月に10件程度更新をしております。また、一方で既に掲載されている情報を更新する部分につきましては各課で必要に応じて随時更新することとなっております。中村議員ご指摘のとおり、古い情報が残っていたり更新がされていないものがあることは事実であります。これは、こういう言い方もあれですけれども、片手間にやって、各課から情報を集めて企画のほうでまとめてやるという形なものですから、その各課から上がってくるのがなかなか、片手間でやっているというのも今の現状でございます。指摘されたことにつきましては、今月中にまた町のホームページの掲載内容全体チェックしながら、必要な更新は随時やってまいりたいというふうに考えております。

○3番（中村光広君） ありがとうございます。特に人事の面ですとか、誰がどちらへ異動したですとか、誰か新しい方がいらっしゃった、あるいは担当から外れたとか、そういった部分は重要な点になると思いますので、各課の方はその辺は早急に、切り替わった時点でホームページ更新して下さるようお願いいたします。1点目は以上、いいです。

2点目、家族旅行村について。家族旅行村は、古平町の観光を考えた場合、利用者に宿泊してもらい、滞留させるために非常に大切な施設であり、2019年までの開村時にはとても人気のある施設だったと記憶しております。2020年より休村となっておりますが、今後道の駅が整備され、観光面を考えた場合には、家族旅行村は再開させたい施設だと考えます。家族旅行村の現在の状態と開村に向けての道筋をお願いいたします。

この点は、ただいま高野議員さんと工藤議員さんのほうで同じような質問をされておまして、それについて丁寧なご回答をいただきましたので、大体のことは分かりました。現在の状態というのは、これはもうお聞きしましたので、開村に向けての道筋ということも前向きに捉えられているということが分かりましたが、古平町の観光を考えた場合に、道の駅もこれからはできることですし、今まで古平町というのは随分、私も観光協会のほうに在籍していますけれども、毎年どこかの手数料とかそういったことばかりで、観光面には全くとは言いませんが、どこかのイベントなりキャンペーンに参加するとか、そういうことは分かりますが、古平町独自の観光ということに関しては非常に立ち後れているというふうに見ております。せっかくここで道の駅が2年後に出来上がるということでしたので、今までの古平町の観光の財産である家族旅行村、これはぜひ開村に向けて取りかかっていたきたいなという意味でこういう質問を上げさせていただきました。同じような質問になると思いますが、開村に当たってどの程度の金額がかかっていくものか、あるいは最近熊の出没とか、あちこちで熊の情報が新聞、テレビ等で出ておりますが、そういった熊の対策等も含めてどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○町長（成田昭彦君） 中村議員の2点目の家族旅行村についてでございますけれども、まず実績といたしまして旅行村への入村数でございますけれども、平成21年頃には3,600人ほど年間入村してございました。最近一番新しいデータでは、令和元年度につきましては2,400人ということで、1,200人ほど減っている状況でございます。先ほどから申しまわっているように、大体今私どもの見た目、担当と申しますか、建設ですとかそちらのほうからの情報から見ますと、まず直すだけで大体1億2,000万ほどかかるという、これは本当に古いデータですので、今の物価高騰からいくとまだまだ値上がりしているのかなと思いますけれども、そういう状況でございます。観光面から考えてもあつたらいいのかなと思いますので、その辺は例えば今町の管理になっていませんけれども、海水浴場の関係とコラボさせるとか、そういった形で考えていければいいのかなと思いますけれども、これも費用対効果等を考えなければできませんので、旅行村どうするこうするというのはこれからまたいろんな方たちとのご相談もありますけれども、まずは今私どもがやっていきたいのは民間活力の導入ができないかどうか、その辺をいろいろ模索しながら進めていきたいなと思っております。確かに観光面を考えますと、コロナ前のデータでございますけれども、積丹町には120万人の観光客が来ている、余市町には110万人の観光客が来ている、その間の古平町には8万人しか入っていないというデータもございますので、その辺は旅行村と、道の駅等もこれから考えられますので、いかにここに観光客を置いて買物していただくか、そういったことを旅行村に限らずに考えていかなければならないと思っておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○3番（中村光広君） 大体理解しましたが、熊の対策のほうはどのようなになっているのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 先日も旅行村から上がったところに熊が出たという、これがメインで実際には旅行村を今休止しているという状況なものですから、そういったやるといふ方向になればいろいろ熊対策等も、例えば電気柵ですとか、そういったものもありますので、方向性が出た段階でそういった熊対策も一緒に考えていかなければいけないのかなと思っております。

○3番（中村光広君） ありがとうございます。町長さんの大体の方向性というのは、道の駅もで

きますし、家族旅行村をできれば開村させたいという方向は分かりました。本当に古平町というのは観光面今まで立ち後れている部分がありますので、その点重点的に考えてやって、議員も職員さんの方も現地を見に行くというような案先ほどありましたけれども、そういうことを含めて向かっていただければいいかなとは思いますが。ただ、財政面的なもので考えれば今のところは難しいというのも分かりますし、ただ今後のこと考えると、あそこの施設というのはちょっともったいないです。いろいろ今キャンプもファミリー層で、自然に触れ合うということでファミリーでキャンプだの、非常にそういう人口が増えてきておりますので、使い方も例えば車を乗り入れてオートキャンプみたいなこともできるだとか、キャビンでなくても土地だけあればテントを立てて寝泊まりできるとか、そういうことも考えられますので、ぜひ家族旅行村、開村に向けて考えていただければと思います。

以上、終わります。

○議長（堀 清君） 次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） 堀澤です。初めまして。よろしくお願いします。

1番目の質問なのですが、中学生のスクールバスの利用については6キロメートル以上という制限があるのは承知しておりますが、小中間の連携をし、スクールバスの制限を緩和することは可能ではないでしょうか。よろしくお願いします。

○教育長（三浦史洋君） 堀澤議員のスクールバスについての一般質問についてお答えいたします。

まずもって最後の文の可能かどうかという部分、単純に可能か不可能かという部分については可能でございます。6キロ以内であっても中学生のスクールバスを運行することはできますので、町のほうで規定を定めています。それは古平町スクールバスの運行に関する要綱というものを定めていまして、それに基づいて中学生は6キロ以上ということでやっているわけでございます。この要綱を改正して利用範囲を変更すると可能とはなりません。

現在西部方面で使用しているスクールバスは、マイクロバスです。乗車定員が運転手入れて28名ですので、乗れる部分は27名と思いますが、となっております。今回西部方面の児童生徒何人いるかというのを出してみましたら、児童生徒が小学生で19名です。中学生で16名です。合わせて35名ということで、バスの定員よりは上回ると。ただ、全員乗っていると限っておりませんので、乗れないことのほうが多いと思いますので、そういうことがございます。万が一定員を超えたら乗れなくなるという、そういうような状況があってはならないと思うので、仮定の話ですけれども、運行便数を増やすか、1便でなくて2つにするかとか、あと新たに大きなバス、28人でなくてもっと大きなバスを購入するかとか、いろいろそういうケースは考えられますが、スクールバスは現在運行しているコミュニティバスとも連動しています。スクールバスで、その後すぐコミュニティバスのほうに使うという形にしております。その部分の調整も難しい状況かと思っております。このようなことから、スクールバスの利用については、範囲は中学生まで広げることは現在は考えてございません。

○7番（堀澤理恵君） 現在は考えてはいないということですね。

私の足で先日中学校から自宅のある入船まで歩いてみました。40分以上かかりました。冬期間に

なれば道も悪く、50分以上かかってしまうと予想します。登下校になると1時間20分から1時間40分が往復の時間となり、決して有意義な時間だとは言えないと思うのです。通学時間は、むしろ勉強や部活動、ほかの活動、習い事などに充てることもできることから、通学時間を有効に活用することで中学生の生活がより充実したものになるのではないかなと思っているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○教育長（三浦史洋君） 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。その浮いた時間をいろいろなものに有効利用するということでの、そうは思っております。

そのお話とは直接ではないのですけれども、少し調べ物をしまして、6キロというものの根拠とどうでしょうか、昔からそうなのですか、たまたま文科省の平成27年の文書で公立小学校、中学校の適正規模、適正配置に関する手引きということで、適正な配置をするということで距離の部分で15ページにそういうものがございまして、ちょっと読ませていただければ、通学距離による考え方、通学条件ということで、国では公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4キロ以内、中学校でおおむね6キロ以内という基準でと云々続いていきまして、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっていますということで、この読み取りでは小学校4キロ、中学校6キロまでは徒歩なり自転車なりで可能かという部分が出ております。その2段下の部分で、これを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準はおおよそ目安として引き続き妥当であると考えられますという部分がありました。ということで今現在も中学の部分で6キロというものをしています。今の答えは再質問の部分の答えではないのですけれども、ご理解いただきたいと思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。私もそのホームページは見させていただきました。ただ、あれをつくったのは都会の方で、古平町は冬になるととても雪が多いところです。実際に冬に歩かれたことはありますか。私はここに来て4年目になりますけれども、何度も歩いています。6キロというと、こちら側の余市方面に行くと、もうトンネル出てしまうのです。セタカムイまで行っても6キロないのです。そうすると、あそこに中学生住んでいないですよ。だから、古平町の要綱を変えて考え直していくという方向性を少し考えていただきたいというのと、大型バスを買わなければいけないというのは、絶対に全員が乗るというわけではないと思うのです。夏場は自転車のお子さん今いらっしゃいますし、習い事の関係で親御さんが送っている方も何人かいます。ですので、まずは要綱を考え直していただいて、バスを買うという方向よりは中学生も乗ってもいいのだよという方向性を考え直していくというふうにはならないでしょうか。

○教育長（三浦史洋君） 再々質問にお答えいたします。

まずはその前に路線バスが出ております。若干早めには着くのですけれども、新地町を7時31分、4分かかって浜町に着きます。徒歩で、重いかばんなのでしょうけれども、5分ぐらい、中学校とは想像しております。なので、7時40分頃中学校に着くということでございます。路線バスがございませぬというのはまず第一義です。私申しました検討でいろいろ考えられるというのは、ざっと考えたので、大型バスないということを言ったわけで、それを実際の、真剣にというか、検討していくというのにはならないのかなとは思っております。なので、ちょっと早いのですけれども、路線

バスがあるということです。その部分でスクールバスを運行するというのにはなかなかならないのかなとは思いますが。これが路線バスが時間帯が変わって来れない状態なり、また登校時間の1時間以上も前になるだとかだったら全然話は別ですけども、そんな感じでご理解いただきたいと思います。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。またこの件についてはいろんな方も、考えていらっしゃる方もいらっしゃったので。

では、次、家族旅行村キャンプ場について。何人かの方がご質問しておりますので、重複するところはあるかと思うのですが、コロナ禍において熊の出没などで閉鎖中だったキャンプ場の再開はするのでしょうか。施設の老朽化も進んでいるのを見てきました。現在の考え方を教えてください。直近での営業をしていたときの利用者数などもお聞かせください。

このまま少し話しても大丈夫ですか。

○議長（堀 清君） いいのだよ。

○7番（堀澤理恵君） 人数などは先ほどお聞きしたので、あと方向性なども、直近の営業のこととかも聞いたので、その質問を……

○議長（堀 清君） 聞きたいことだけ言ったほうがいい。

○7番（堀澤理恵君） 僭越ではございますが、キャンプ場についての企画の立案をされている方、今後。今1億2,000万ぐらい改修するとしたらかかるというふうにおっしゃっていましたがけれども、その根拠です。そういったキャンプの経験をされている方がそれを考えていらっしゃるのでしょうか。私ごとではございますが、オートキャンプから野営キャンプの数々の日本海側をメインに回って、今は亡き愛犬と共に四国や九州などもキャンプに行き、富士山の麓やお正月の真冬の北海道の朱鞠内湖ですとかもキャンプした経験があります。その経験からすると、設備はそれほど多くなくても慣れてくるキャンパーだったら人気のキャンプ場はたくさんあるのです、何もなくても本当に。キャンプ初心者の頃は何かと私たちも不安でいろんな物をそろえて、あと過剰と言えるほど設備が重要で、ないと泊まりたくないなと思っていたのですけれども、回数を重ねるごとに荷物は少なくとも設備を求めなくなりました。水道、トイレがある管理棟はもちろん必要だと思うのですけれども、この設備があれば十分に使ってもらえるキャンプ場になると考えているので、1億2,000万円の中身が、詳しくなくても経験がある人がちゃんと考えていってほしいなと思っています。その辺りはどうお考えでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の質問にお答えいたします。

確かに先ほど申し上げました1億2,000万というのは、水道設備ですけども、大きくかかるというのはケビンはじめセンターハウスですとか、そういった建物の営繕でございます。今いろんな方法ありますけれども、堀澤議員おっしゃるように、今のキャンプというのは建物に入るよりも、むしろ野営ですとかオートキャンプ、さらに言うと露天とかサウナ等がはやっているのかなというふうに私も認識しております。ですから、これからどうなるか分かりませんが、その辺のことも含めながら、家族旅行村の運営委員会等もございまして、その辺を活用しながら今後の方向性を見いだしていけたらいいのかなというふうに考えてございます。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。私先日、本当は入ってはいけないのでしょうけれども、キャンプ場を歩いて、少しぐるっと回って、入って写真もたくさん撮ってきたのですけれども、草刈りをして、ケビンは直さなければいけないかもしれませんが、管理棟をちょこっと直して、テニスコートのところをオートキャンプ場のような形で使うとか、考えようはいろいろあると思うのです。その辺りを皆さんで見に行ったりとかしたときに経験者の方を連れていくとか、そういうことも必要なのかなと。

それと、あそこのキャンプ場は、私以前に何度か電話をして、やっているときにです。五、六年前でしょうか。まだうちの犬が生きていた頃なのですけれども、電話をしたらペットが禁止だったのです。今はどこのキャンプ場でもペット禁止というのは少なくなってきたのです。むしろペット可というほうが多くなってきて人気が出ているのですけれども、キャンプをしていると犬が苦手な方もいらっしゃると思うのですけれども、人気サイトとなるとペットオーケーのところが多いので、その辺はこれから考えていかれるときにペット可というのも含めて考えていってほしいなと思っています。

○町長（成田昭彦君） そういったことも含めまして、これからそういった運営委員会等で進めていければなというふうに思っております。ただ、あくまでも実施すると、開村してやっていくということではなくて、その辺も含めた中でやるのであればどういう形で、私どものほうからも、そしてたらこうやってやったら大体幾らくらいかかりますと、そういったものを基礎をつくりながらこれからは、そしてまた私どももそういった、今堀澤議員おっしゃるようなキャンプとしてのノウハウがあるわけではございませんので、その辺も含めながら検討していけたらなと思います。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。そういうふうにしていかれるといいなと思っています。

次、3番目のTNRについてです。古平町は地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行っておりますが、周知の徹底がなされていないように思います。町のお考えをお聞きしたいです。そして、TNR事業の町の負担費用を教えてください。

○町長（成田昭彦君） TNRについてご答弁申し上げます。

町ではTNR活動を行うボランティア団体や個人のボランティアの申請があった際には公益財団法人どうぶつ基金というところから不妊の手術チケットをもらいまして、それを渡す業務を行っております。こういったTNR活動をしている方からの、知らない方からも、猫への餌やりについては、家庭で作物や花を作っている方からの猫のふん尿の苦情が町には大きく寄せられております。そういった地域に戻された猫は親となって増やすことはないのですがございますけれども、そういった畑を荒らす、荒らされる、これが一番の町民からの苦情でございます、この辺で町といたしましても非常に苦慮しているところでございます。そういった活動があることは承知してございますけれども、地域に戻されて、その猫の被害を受ける方のことも考えると、周知の仕方に迷ってしまうというのが現状でございます。ただ、餌をやって野良猫を集めていると、何とかならないかというような苦情を受けた場合は、捕獲するための餌やりだということが分かった場合などにつきましては、こういった活動をしているのだよという周知をして理解を求めるケースもありますので、今後

も工夫しながら周知していければいいなというふうに考えてございます。

町の費用負担でございますけれども、手術のチケット自体は法人から行政枠という形で無料で頂きますので、そういった負担は発生しておりません。あくまでも捕獲して不妊手術をするのはいいのですけれども、リターンですか、戻す部分、この部分で今町が苦慮しているというのが現実でございます。

○7番（堀澤理恵君） 花畑を荒らされたりとか、そういうところは私もいろいろ聞いたりはしていますけれども、様々な方からご意見をいただいて、実際猫がいる場所なども見てきました。

猫は魚が大好きというイメージがありますけれども、これが正しくないのです。猫はもともと砂漠を生息として生きていた肉食なのです。なので、魚を見ることも昔はなかったのです。なぜそのようなイメージがついたかという、サザエさんの歌にもありますけれども、そういったイメージが、どら猫というイメージが多くの方に定着していることが大きな原因だと思われま。しかしながら、漁港で魚をくわえている猫はたくさんいます。生活環境で食生活も変化して、命を保つためには本来口にしない魚を食べて生き抜くことを選んだのだと思うのです。

実際に古平には多くの野良猫が見られると思うのです。どこの町内にもいるように思うのですけれども、2021年に札幌のTNRの活動をしている方に紹介してもらって、その年私たちは古平町ではTNR事業に参加する前だと認識しているのですけれども、その年は9匹の去勢をしました。去年は活動しませんでした、今年2匹の去勢を古平町の行政枠で行いました。今チケットのお金もかかっていないとおっしゃったのですけれども、チケットを申請して頂いて、猫の数分だけチケットを使って、連れていくのは自分たちですけれども、数分だけもらって、どういう猫を捕獲して、手術して、どういうことをしたという報告書というのを、ここでは黒川さんが担当だと思うのですが、やりました。今年2匹やりました。古平の行政枠でやりました。それは本当にありがたいなと思います。ただ、TNR活動は去勢をして地域猫として1代限りの命を全うさせて、買主のいない猫に関わる苦情や殺処分減少に寄与する活動なので、餌やりさんが規則正しく餌をあげることで魚も食べなくなるし、トイレもちゃんと、うちは花壇の脇に砂場を作ってあげているので、そこです。だから、そういう人たちに声をかけていただければ私もできるのではないかなと思っています。そういうことは考えてはいらっしゃるのでしょうか。周知の仕方です。

○町長（成田昭彦君） そういったことも必要ですけれども、先ほど申し上げましたように、苦情なりなんなり来たときにはそういった制度もありますということは周知してございますけれども、そういった中で一時期より随分おかげさまで猫の頭数は減ってきたのかなというふうに思っていますけれども、これからもそういった形の町でできること、周知なりなんなり、そういったものは進めていきたいと思。ボランティアの方々についても、こういった行政枠でチケットを渡すのは無料でいいのですけれども、町外に連れていく、そういった交通費でご負担をいただいているのかなという気はしますけれども、そういった意味で周知についてはできる限りしてまいりたいというふうに思っています。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。引き続きこの活動を広めていただければ

ばなと思います。

続きまして、4番目、古平川と漁港について。例年アキサケのシーズンになると古平川が、漁港での釣り客に対する対応についてのお考えを教えてください。古平川にはシーズンになると簡易トイレが設置されています。これは釣り人用なのでしょうか。トイレを置くことは、町としては容認されているというご判断でしょうか。お願いします。

○町長（成田昭彦君） 古平川におけるサケ釣り客の対応についてでございますけれども、まず河川内でのサケの捕獲は水産資源保護法、それから北海道の漁業調整規則により禁止されております。当然町としても容認しているものではございません。ただし、古平川の河口から海に向かって釣りをを行う行為につきましてはその規制の対象外となりますので、毎年秋のサケシーズンになりますと多くの釣り客が来てございます。古平川河口の仮設トイレの件につきましては、もちろん認めているわけ değildirから、過去にはトイレを設置しておりませんでした。しかしながら、一部のサケ釣り客が周辺の海岸や住宅敷地内で用を足していることがあり、非常に周辺住民からの苦情が相次いでおりまして、周辺環境への配慮をしながらやむを得ず今9月上旬から10月にかけては町のほうで設置しているものでございます。ですから、まず釣りを認めているわけではないですけれども、そういった環境整備という面から致し方なく設置しているという状況でございます。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。

古平川において釣り人同士のいざこざがあるということは御存じでしょうか。過去には傷害事件になったケースもあって、私どもも行ったことは何度かあります。大変申し訳ないのですけれども、釣りが好きなものですから、トイレも使用させてもらったことがあります。ただ、昨年古平河川協会の変更があって、アキサケは川で釣ることは密漁の犯罪となるのですけれども、川に向かって釣っている人が多くということからということだったのですけれども、警察が注意しても、そのときはどくのですけれども、いなくなるとまた元に戻ってくるというものの繰り返しをやっているようなのです。自宅が漁港に面しているためにトップシーズンになると60人以上の釣り客が50センチ間隔でひしめいて、午前1時頃にはやってきます。そして、準備を始めるのです。そのときに中型船が出航の時間になるのです、大体。そうすると、トラブルになるケースもあるのです。あそこの川はもちろん投げはいけませんけれども、今後もあそこは容認というか、釣ってはいけないというふうにはしないということでしょうか。よろしいでしょうか。

○町長（成田昭彦君） なかなか規制をかけるということは難しい。私どももお願いして、そういったマナー違反のところには警察等お願いしてやっているわけでございますけれども、今年あまりにも釣り人のマナーが悪くて漁協のほうで釣りを禁止させた、余市でもそうだと思いますけれども、やっぱりそういったマナーを守っていただく、そういったことが最低条件になってくるのかなと思っております。去年私も朝5時過ぎに見に行ったら100人近くの方が近くでこうして、糸が絡んだりなんかしてけんかもしていましたけれども、そういった状況もありますので、ただその釣りに浜に投げていく分には違法にならないものですから、それに規制をかけるというのは、駄目ですよということなかなか難しい。あそこにポール立っていますよね、ここ規制区域だという。あれを守っていただくような、そういった感じのマナーをしっかりと守っていただくというふうにしかな、あと

はそういった違反した部分に対しては警察なりなんなり、そういったものをお願いするというしかないのかなというふうに思っております。もっと悪いのはサケを釣って中身だけ出してそのまま放っていくという客もいますので、その辺も十分に注意しながらやっていきたいというふうに思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。確かにここをパトロールしている方と私も知り合いなのですけれども、おなかを割いてイクラだけ取って投げていくという釣り客がたくさんいるし、あとボートで下りていって定置網の中からサケを持っていくとか、そういうことも聞くと、何とかできないものなのかなという、私も釣りをするものですから、釣りをする者としてトイレを置くことによってここで釣りをしているのだと言ってもらっているみたいな感じでみんな受けていると思うのです。だから、確かにそこら辺でされたら嫌ですけれども、その辺り何か強化の方法というか、看板を置くなり何かの手だてを考えていただけたらなと思います。

○町長（成田昭彦君） 過去には看板設置等もいたしました。いろいろな方法で考えましたけれども、どうしてもご近所からのそういった苦情に対応するためには致し方なく今トイレを設置しているという状況でございますので、本当に釣りやる人にはマナーをきちっと守るのが常識だと思うのですけれども、今の古平川を見ている現状ではそういった感じだということをご理解いただいて、一応できる限りのことはしてまいりますけれども、今はそういった状況にあるということをご理解いただければなと思います。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時58分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） まず最初に、スクールバスについてお伺いいたします。

スクールバスは、現在中学生に対応しておりません。小学生以下の対応となっている町の考え方を伺います。また、中学生の保護者より中央バスでは時間が合わないので、スクールバスに乗せてほしいという声が届いておりますが、これについてどのように考えておるでしょうか。お願いします。

○教育長（三浦史洋君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

まず、前段の小学生以下のみということで中学生に対応していないということなのですが、昔々の話にはなりますが、小学校に新地分校ありました。昭和三十何年ぐらい、後半までであったと思って、その後統合になったと思いますが、新地分校が本校に統合される対策であったと把握しております。それで小学生部分に対しての当時は通学費の補助、定期の補助とかしていたと思うのですが、今はスクールバスでの対応をしているということでございます。

後段の中学生の保護者より中央バスの時間間に合わないので云々でございますが、先ほどの堀澤議員のときにお答えしたように、路線バスが近場で新地町7時31分、浜町に着くのが7時35分という部分で、あとは徒歩で中学校まで行っていると思います。その部分で合わないというか、ちょっと早く着くということです。中学校の時間割なのですけれども、中学校の日課表で生徒の登校時間は8時15分から8時30分までと一応作ってございます。ただ、それ以前に教員または校務補のほうが出ておまして玄関の鍵を開けているという部分で、たまたまだと思うのですけれども、以前玄関、中学生が来ても開いていなかったというケースがあったと聞いておりますので、その部分は教育委員会の職員が中学校に出向きまして、バスが着いて登校できる時間には当然鍵が開いているよということをお願いしております。

○6番（梅野史朗君） 先ほどの時間が合わないのではというお話は、今の回答でそのとおりでございます。これについては改善していただいているというふうに伺っております。確かに路線バスはございますが、どうしても親にとっては負担になるという、通学費です。バス代。バス代どうしても親にとっては負担になるので、多少でも補助というのはないのでしょうか。もしそういうところから力を入れていければ少子対策になるのではないかとというふうにも考えられます。その辺についてお伺いいたします。

○教育長（三浦史洋君） 議員のおっしゃるように、様々な大なり小なりの対策ございます。可能といえば可能でございます。町のほうでは全体を見渡して子育て政策とかに計画しますので、今後ともそういうケースも議員さんの意見の中ではあったということでの話合いというか、予算つくり上げていく段階での話ではできると思います。経済的な負担で、すみませんけれども、自分も丸山町に住んでいまして通学していました。当然親が払っていたのですけれども、そういう経費かかるという部分で今後の高校通学費なり学校給食費なりそういったもろもろの課題、全国的にもございますが、そういう部分を1点1点確認し合いながら予算をつくり上げていくつもりでございます。

○6番（梅野史朗君） 前向きな回答ありがとうございます。

次に行かせていただきます。幼児センターみらいの親子遠足についてお伺いいたします。動物園に行く親子遠足ですが、これについては保護者同伴でなければ欠席になるのだよねというお話を聞きましたが、これについて真偽をお伺いいたします。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の幼児センターみらいの親子遠足についての一般質問についてお答えいたします。

保護者同伴でなければ欠席という声を聞いたということでございますけれども、今年6月6日に実施した5歳児のクラスによる親子遠足は、保育所指針に沿って計画された保育活動でありますので、保護者同伴の有無にかかわらず保育を保障するという形になってございますので、ひょっとして父母からそういうふうに取りかねられない言動があったかもしれませんので、その辺は今後誤解の生じないように現場職員への徹底、保護者への事前周知を十分に図ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（梅野史朗君） 確かに親が来なければ欠席になりますというのはおかしな話だとは思っていたので、勘違いであったろうというふうには思っておりました。今後このようなことがないよ

うに十分な説明をしていただきたいというふうに思います。多分親子遠足についてはコロナ明けすぐだったので、これについては親子の触れ合いとか、その辺についてぜひやりたいという気持ちが強過ぎたのではないかなというふうに思っております。確かにそれでいくと保育になるので、いなくても連れていきますという今の答弁でございますが、自分だけ親がいない動物園遠足、これは子供にとって寂しいものではないかなというふうに考えます。うちの子供たちが保育所の頃は、動物園見学はたしか職員のみで連れていっていたはずでございます。遠足についていくということになると丸1日休まなければいけません。だから、行けないという親が多いのではないかなというふうに考えます。一つの考え方としては動物園は職員のみでと、どうしても親子の触れ合いが欲しいのであれば2時間、3時間休めばできるようなイベントを保育所で考えていただけないかなというふうに思っております。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（成田昭彦君） あくまでも保育指針に基づいた保育ですので、指針の中にある行事等につきましては実施いたしますし、例えば七夕祭りとか、そういったものも実施してございますので、そういった中での対応はできているのかなというふうに理解しています。

○6番（梅野史朗君） これについては保育所にはどうしても子供を預けて働きたいという親がメインですので、あまり休まなくてもいいようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

次行かせていただきます。これも同じく幼児センターみらいの件ですが、保護者離職中の継続保育についてをお伺いいたします。保護者の離職中の継続保育について、求職中の場合ハローワークカードの提出を求めています。ハローワークを通さない就活や就職のための資格取得中ということもあります。そのため、カードの提出を求めず、もう少し柔軟に対応することはできないかお伺いいたします。

○町長（成田昭彦君） 幼児センターみらいの保護者離職中の継続保育についてでございますけれども、まず入所している園児の保護者が離職した際には保育の継続を希望する場合は求職活動申立書を提出いただいております。あわせて、審査をする際の根拠となる資料の添付を求めています。添付する資料にはハローワークカードの写し、これはハローワークへ行けば簡単にもらえるのですが、ただハローワーク通さない場合ございます。そういった場合にそれに代わる証明書、先ほど申しましたように申立書等ございます。自分でこういうことをやっていますという申立書を頂ければ、それで審査を行うというような形を取ってございます。ただいま梅野議員からあったように、求職活動等の証明に係る資料につきましては町独自の活用、求職申立書だけでない活用等も考えて、うちの町に合った、地域性に合った申立書ですとか、他地区の事例を踏まえて今後柔軟にその辺は対応してまいりたいというふうに思っております。

○6番（梅野史朗君） 柔軟に対応していただけるということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。岸田総理もおっしゃってました。こども誰でも通園制度、これが始まることとなりますが、となると仕事をしていなくても保育していただけるということになるので、その辺も含めながら柔軟な対応をぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） 1点だけ質問させていただきます。

高等学校生徒遠距離通学費支援事業についての質問です。文面に書いてありますように、現在所得制限なし、小樽市内の高校については月1万円、余市町内の高校については月額7,500円支給される事業ですが、この事業に関しては自分も過去何度か質問させていただいていますし、他の議員もよく質問されて議題に上がることが多い議案なのかなとは思っているのですけれども、いま一度全額支給というのを検討していただきたいと思ひまして今回質問させていただいております。子育て世代だけではなく、日本全体の家庭において物価高騰によつての値上げなど、電気料も今回北海道電力は21%ですから、この6月でどれだけ上がつていくか分からないと。各家庭で様々な節約であつたりしているとは思ひのですけれども、子育て世帯にも変わらず影響が出てくることが予想されます。どうか古平町のふるさと応援基金からの充填で全額支給という道を何とかお願いできないかなと思ひて質問をしています。

○教育長（三浦史洋君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

まず、前段の部分のほうなのですけれども、現状のほう把握してみたいと思ひます。金額は書いておるとおりなのですけれども、定期券の購入費に対する実際助成どのぐらいになっているかという割合をきちんと出してみました。以前は小樽に通学する方の部分で、小樽1万円なのですけれども、2万6,400円という一月定期ありましたので、それが37.8%ぐらいの助成率になります。今回きちんと4年度の全体の部分調べてみました。それをまずご報告いたします。余市、小樽合わせて生徒数36名に助成しております。定期代総額が781万7,000円、1,000円未満省略します。補助金額が361万5,000円、割り返してみますと46.2%、定期代に対しての助成率が46.2%ということで、約半分ぐらいになっております。それが3年度の部分では45.5%、2年度は45.1%ということで、直近3年間は四十五、六%の助成率になっているということで、自分計算したときも意外と2分の1に近い金額かなと思ひております。我々としては、よくある助成率としては2分の1または3分の1というのが多いので、それが基準というのはいかがでございます。議員のご質問は、それを全額で、その手だてがふるさと基金を今積んでいる数億円の部分でのということですよ。それはご意見があつたということでの議員さんの意見として予算編成のときの話題というか、それでどうなのだということでの部分考えていつて、あとそれぞれ様々な子育ての部分もありますので、それを1点1点確認しながら町全体の政策になると思ひます。

○2番（寶福勝哉君） 教育長、ありがとうございます。

通学費に関しては、まず今回この質問をさせていただいた経緯、町長にもお伝えしたいのですけれども、まず通学費というのが節約できないのです。食品だとか電気料は各家庭で何とか努力して抑えることができます。ただ、通学費というのは絶対無理なので、高校生の子供を持たれている子育て世帯に今回いろいろヒアリングして生活ってどうなのという話を振つたところ、電気料が高いだとか物価の高騰を問題に挙げる家庭はほぼほぼ100%でした。次に、では何か困っていることというか、気になっていることといたら、件数は今定かではないのですけれども、次に言葉として出てきたのが通学費免除にならないかと思ひられている家庭がすごく多いのだと思ひまして、まず節約ができない状況にあるものを、確かにふるさと納税というのは安定財源ではないと、不安から使い

にくいのかなというのも分かるのですけれども、例えば1年間、物価高騰とか電気料がある程度落ち着くまで1年間全額負担していただけるのだとか、今後子育てしていく中でちょっと楽になったな、古平町で子育てしてよかったなと思えるような自治体のサービスというのは求められていくと思うのです。そこで、教育長だけではなくて町長のその辺、自分の質問を聞いた上でどうお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員おっしゃるとおり、通学費についてはそのまま何のあれもないということでございますけれども、全体的に少子化対策、子育てと考えた場合には、こういった通学費補助だけに限らず、なるべく町としても義務教育の部分というのはある程度守れる形、どうしてもそちらのほうを優先してまいりたい、いかなければいけないのかなとっております。そのほかにも義務教育でいいますと教材費ですとかいろいろございます。そういったものの低所得者世帯を救うという言い方も変ですけれども、そういった制度はございますので、そういったものを優先的に考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。ただ、少子化対策、子育て世帯の安定化といいますか、そういったものを考えた場合にはこういったものも当然必要になってくるわけでございますけれども、そういったものを全体的に考えていかなければならないのかなと思っておりますので、今の通学費補助については教育長が申したとおりで理解してございます。

○2番（寶福勝哉君） 町長の考え方というのは理解はもちろんできるのですけれども、例えば今回の令和5年度のふるさと応援基金の使い方において、ちょっと嫌なふうに捉えられるかなとは思っているのですけれども、複合施設の大ホールの暗幕の設置事業、これ600万とか出ています。これってどうなのと。よく議員の中でも話になります。ほかに充填して町民サービスに転換してもいいのではないかというのは出ますし、例えば町民からこれにこれだけ使っているのにほかに使えないのかという質問も来ますし、来たときに返答ができないというか、そうだよねと言うしかない、そういう現状がありますので、例えばふるさと応援基金今前年割れして厳しい状態にあるというのも理解はできるのですけれども、もっともっと町民が求めるサービスというのを吸い上げてもらって、古平町での子育てという部分誇れるような状況をつくっていただきたいと思っておりますので、どうかどうか今後ご検討をよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 答弁は。

○2番（寶福勝哉君） もしあればお願いします。

○町長（成田昭彦君） もちろん高齢化対策も必要ですけれども、少子高齢化の中でそういったものは重点的に考えなければならぬような問題かなとっておりますので、ただ先ほど出ていましたけれども、行政運営していく中では一時的にやるものと、例えば今の通学費ですとか、そういったものは永年についていくわけですから、その辺の見極めしながら、その中で子育て世帯の自立、そういったものを図ってまいりたいというふうに考えていきたいと思っております。

○議長（堀 清君） 次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） 私ごとで恐縮ですけれども、今から四十六、七年前、かつて私と成田町長はバッテリーを組んでいたことがあります。あれから随分と時は流れましたけれども、今日再び2球ほどボールを投じてみたいと思います。相変わらずの荒れ球でしたらご容赦ください。

まず、1球目のボールですけれども、これは誰でも捕球できそうな、取れそうなストレートです。余市から古平に向かってくる沢江のトンネル上に設置されている看板、あれはいつまで設置するのでしょうか。私の本業のショーの世界では、定刻の本ベルが鳴ってすぐに本編はスタートしません。プロローグやイントロダクションというシーンを設けてこれから始まるショーのテーマを印象づけしたり、本編への期待感をあおります。この始まる前の期待感、高揚感が大事なのです。幾つものトンネルを抜け、ようやく海岸線が目映る、まさに沢江のトンネルは古平のイントロダクションそのものだと思います。いつ見てもぼうぼうと茂る草木に覆われ、辛うじて見える看板は何の主張も持たないただの異物、私にはそう映ります。あれではトンネルを抜けた先の市街地に何の期待感も持てません。今後の家族旅行村との計画との絡みもあるとは思いますが、肝腎の市街地のよさはこれから徐々に考えていければいいと思います。まず、現状あの看板について町長の見解をお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

相変わらず1球目から鋭い直球をいただいたかなと思っておりますけれども、まず佐藤議員おっしゃるとおり、トンネルの上に設置されている家族旅行村の看板につきましては開村当時から設置された「ようこそ古平家族旅行村へ」と書かれたものだと理解してございますけれども、それからそのままにしてきたというのが現状でございます。いわば行政の怠慢と言われても仕方ないのかなと思っております。古平家族旅行村という部分だけは何とか林の隙間から見えてございますけれども、そういった中で用を足さない状態となっております。私どもも旅行しながら行って、ここのまちへ入るときにそういった崩れたような空き家等のところに入っていったら、このまちは活気がないなというイメージ受けます。そういった中で、この後すぐにもあの上の部分については撤去したいというふうに考えております。

○9番（佐藤未知時君） 私は、今後何かしらの看板をリニューアルするなら多目的用途に対応した、そして古平ゲートにふさわしいクールなものを期待します。例えば看板そのものを野外サイネージなどのデジタル化にすれば、様々な情報の発信や告知、そしていつでもその都度アップデートが可能になります。既に役場で契約しているプロバイダーに現状の看板設置位置にインターネット環境の契約さえすれば、役場の担当者のPC上の映像をクラウドにドラッグアンドドロップするだけでリアルタイムでLEDビジョンに反映されます。ただ単に町名の入った観光地のピンポイント固定案内板ではなく、例えばシーズンごとの町の観光情報やイベントなどの告知ができます。今釣れる旬の魚、琴平神社の迫力のある火渡りの映像、あるいは電車のつり革広告のように有料で地元企業や商店のPRもできると思います。もちろん悪天候や災害時のインフォメーションも必要だと思います。野外サイネージは、パネル看板と同等の費用では設置できません。しかし、もうすぐ道の駅もできます。少々高額な初期投資であっても、長い目で見れば古平町の広報、広告費としては安価で多様な役目を果たせる便利なツールになると思います。ぜひ町のイントロダクションの見える化、そして道の駅や商業活動に連動したツールとしてご検討していただけますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 家族旅行村の中では、先ほどから答弁いたしており、これから運営等どうするのか、それから考えていかなければならないかなと思っておりますけれども、令和7年

4月予定している道の駅については、その中の内部でそういった情報発信できるような、そういったことを考えていますので、その辺をまた活用しながらそういった方向に進んでいけたらなというふうに思っております。

○9番（佐藤未知時君） ありがとうございます。

次に、2つ目のボールは、ふるさと納税についてです。あれもしたい、これもやってみたいと思いが描いても、ない袖は振れません。現実を好転しないままでは絵に描いた餅で終わってしまいます。先日成田町長のお言葉でふるさと納税が前年比1億強の減収とお聞きしました。利ざやの大きいふるさと納税は、町の貴重な自主財源なので、ぜひともこ入れしたい一つです。告知やPR方法のブラッシュアップ、品質の強化は必須だと思います。その上で、今までの返礼品のラインアップに加えて新しい視点のアイデアをご検討していただけないでしょうか。

約3年のコロナ禍を経て、ようやく内需もインバウンドもコロナ以前の状態に戻りつつあります。しかし、そのコロナ禍の3年で働き方など幾つかの変容もあります。インバウンドを中心とした旅行もその一つです。すみません、マスク取っていいですか。以前のように観光地の名所巡りやご当地のおいしい食べ物を堪能するという定番スタイルが近頃少し変わりつつあって、どの自治体や業界もその動向に注目して動いているように見受けられます。それは、通称ATと呼ばれる旅行スタイルです。アドベンチャーツーリズム、アドベンチャートラベルと呼ばれている体験の旅行のことです。旅行者が地域独自の自然や地域のありのままの文化を地域の方々と共に体験して、旅行者自身の自己改革、成長の実現を目的とする旅行形態です。そこで、ぜひ提案したいのは食品以外の返礼品です。古平町ふるさと納税の贈呈品としては初めての形の無い返礼品になると思います。今までの商品返礼という1回完結型ではなく、自然に恵まれた古平に実際に来て体験していただけるATクーポンという返礼品です。例えば遊漁船での釣りクーポンです。風光明媚な古平近海で遊漁船に乗船して釣りの醍醐味を存分に楽しんでもらう、多少天候が芳しくないときは湾内の防波堤でも可能だと思います。これは、言うまでもなく単に釣りに終わりません。飲食、宿泊、お土産など滞在に付随する商品も見込めます。この釣り体験者たちへ地域のよさを地元民が直接アピールできる機会もあって、古平町の優しさやタフさも魅力の一つに映ると思います。美しい自然と住民の人柄に引かれ、シーズンごと、あるいは毎年のリピーターとしてもきっと期待ができます。さらに、このクーポンを利用した人たちのフェイスブックやツイッター、インスタグラムなどのSNS発信で古平町の知名度を高められる効果も見込め、釣り場や町名のネームバリューも期待できます。町長の率直な見解をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） ふるさと納税の返礼品についてでございますけれども、確かに今年々このコロナ禍において、ただタラコ中心の返礼品であればこのままじり貧状態が続いていくのかなというふうに私も感じているところでございます。観光客などが本町に興味を示していただくきっかけとしてクーポンを返礼品に加えるということは、非常に有効な手段であるというふうに考えております。クーポンの返礼品につきましては以前から検討しておりまして、今年3月より新たな返礼としてさとふるのポータルサイトでデジタル商品券を加えております。ペイペイ決済加盟の飲食店、それから水産加工場、販売店、それから地場産品を取り扱う商店など12店舗くらいで利用すること

ができるようになってございます。これにつきましてはスマートフォンで寄附すれば、その場ですぐ受け取ることができるということが可能でございます。議員おっしゃるとおり、今後はそういった食品だけでなく体験型の返礼品、議員おっしゃってございましたように遊漁船などでも使える、そしてまた観光施設などでも使える、そのような各事業者へ働きかけながら、そういったことを行っていきたいと思っております。さらに申しますと、このデジタル商品券とは別に温泉ですとか飲食店などとセットにした体験ツアー型の返礼品もできるような、そういったことも進めていきたいと思っております。ただ、本当に今ふるさと納税こういう状況ですので、何か方向性を変えながら考えていかなければならないのかなというふうに思っていますので、その辺でご理解いただけたらと思います。

○9番（佐藤未知時君） ありがとうございます。ぜひ古平町ふるさと納税の返礼品の新感覚メニューに、釣り船に限らず体験型の返礼品というのを加えられるかご検討いただければと思います。

最後に、僕今日初めてですごく緊張して、うまく伝わったかあれですけども、これは通告していませんけれども、駄目ですか。では、以上になります。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） それでは、質問します。

1点目の带状疱疹ワクチン接種への助成について伺います。通告要旨のとおりに取りあえず発言しますので、答弁をお願いしたい。50歳以上の人に多く発症するためにワクチン接種の対象となっています。仁木町が今年度から助成対象事業としました。古平町でもこれに倣って実施すべきではないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種への助成についてでございますけれども、今年度より実施するインフルエンザワクチン予防接種の助成事業、その拡大に向けて検討した際に带状疱疹ワクチンの助成の実施も検討していたところでございます。診療所の松下院長のほうからもぜひこれは進めてほしいという提案があった中で、現在带状疱疹の予防ワクチン2種類、水ぼうそうと带状疱疹の発症予防効果、それから効果の持続、副反応、それから費用等について今比較しております、不活化ワクチンにつきましては50歳以上で薬事承認されておりますけれども、18歳以上の申請も行っていますので、まずその辺も含めて今後の動向を今注視しているところでございます。

○5番（真貝政昭君） 私が議会に参画して、現役の議員で带状疱疹になられた方がいらっしまして、大変後遺症に悩んでいる姿を見ています。病院のほうに伺いますと、インフルエンザワクチンと同じように毎年打てるワクチンだそうです。ただ、現状までに行われているワクチンの費用なのでございますけれども、1回7,000円、1年間に2回打つ必要があつて1万4,000円です。それは全額個人負担になっているという状況です。最近1回で済ませるワクチンも出てきたようで、2万円だそうです。特に高齢になってくると大変な経済負担になってきてしまして、50歳以上になりますと大体人生終えるまでに3人に1人が带状疱疹にかかると言われております。野球でいえばかなり確率の高い病状になります。それが毎年不安材料となるということです。

私の周りでも70歳前後の方に聞きますと、随分と带状疱疹にかかったというふうに聞かされてい

ます。問題は、高額な費用負担です。これを考えていくべきだというふうに思っています。人生高齢化、何年寿命が延びるか分かりませんが、古平町で安心した老後を暮らすためにも経済的な負担を軽くしてやる必要があると思っています。仁木町の場合はたしか4,000円を上限に補助というふうに記憶しているのですけれども、取りあえずこの北後志5か町村では先進的な事例なので、仁木町に倣って、年齢等もあると思いますけれども、実施すべきではないかというふうに思っています。高齢になって重症化はいただけませんので、高齢者はこれからいろいろと検証するという、そういう段階ではなくて、実際に実施すべき年齢という段階ではないかというふうに思いますので、検討すべきではないかと思っておりますけれども、改めて町長の見解を伺いたい。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員おっしゃるとおり、本当に私の周りでも70歳以上の方がかなり带状疱疹かかって、まだ後遺症残っている方もおります。今後につきましては、ワクチン接種の有効性について検証しながら助成実施の前向きな形で、助成の対象者、それから接種時期、助成金額、助成方法、そういったものを検討してまいりたいというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） お医者さんの言うことはよく聞いて実施していくべきだと思います。

次に、少子化対策として国保の均等割と、それから小中学生の給食費の助成について伺います。国保のほうなのですけれども、少子化対策として就学前の国保加入者に対して公費の半額助成をやっています。それで、子供が生まれますと2万5,000円保険料で賦課するという仕組みになっています。少子高齢化で子供を産んでほしいと思っている行政側としては、そのたびに負担が2万5,000円ずつ増えていくというのは、これはいかがなものかということで国が乗り出したのが就学前の公費半額補助ということなのです。古平町の場合の国保加入者の就学前の人数を調べたら、5年前、ゼロ歳から6歳まで15人だったのが現時点で10人と。3分の1減っているのです。1歳だけで割り算しますと、1歳で2人に満たない人数になっているのです。こういう状態で就学前だけと、町の負担は幾らかという二、三万程度です。これは小中学生対象にしても高校生対象にしても、さほど町の大きな負担にはならないというふうに思っているのです。

それと、小中学生の給食費なのですけれども、後志管内では黒松内と赤井川が給食費全額助成をしています。これは就学援助制度対象者以外の生徒にも適用するというのでやっているのですけれども、小樽市が今定例会ごとに補正を組んで給食費の無料化をしています。6月定例にも12月までの補正が計上されています。市議会のほうでも小樽市で通年通して給食費の無料化というのを要求している会派もありますけれども、古平町も見てみましたら1,000万の給食費のうち就学援助の対象者は約3割で、残りの700万くらいは対象外の方たちの給食費です。年間700万です。この役場を造るときに備品に約2億ふるさと納税の金をつぎ込んだのだ。そしたら、700万で割ったら約30年分の金を一気に使ったのだ。ふるさと納税さっきも出ていましたけれども、通常の交付税計算するときの全く対象外の臨時のお金です、ふるさと納税といったら。ふるさと納税貯金始めた頃、古平町は子供のために使うのだという、それを第一義として考えるというふうにスタートしたのです。だから、国保の均等割の無料化だとか、それから小中学生の給食費の無料化、これは実現できると思います。教育長はそういう希望を持っていると思います。成田町長が教育長時代、町長が教育行政に関わるとき予算を取りやすい状況になったというふうに発言しているのです。ですから、ぜひと

も古平の少子高齢化が極めて深刻な今の時点できちんと子供の未来のことについて希望を持てるような、そういう姿勢をぜひこの2点で示していただけませんか。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 2点目の少子化対策として国保均等割、給食費助成についてでございますけれども、国保均等割のほうについては私から答弁し、給食費の助成については教育長のほうより答弁させていただきます。

国保の均等割でございますけれども、まず未就学児均等割の5割軽減制度につきましては、令和4年度の実績として対象者は10名、影響額としては1人当たり平均七、八千円でした。国保加入者のうち18歳までの人数は42人、町内全体の18歳未満人口は243人ですので、2割弱となります。国保加入者に限定して申しますと、18歳未満の均等割分を軽減することは当該世帯の負担の軽減にはなると思いますけれども、町全体として考えた場合は、先ほど寶福議員の説明とも重なりますけれども、少子化対策としてはあまり効果は期待できないのかなというふうに考えております。行政でもできる部分はありますので、その辺は優先順位を探りながら進めていくという形で考えますと、まず少子化対策としてはそんなに効果は期待できないのかなというふうに考えております。少子化対策を考えるならば、まず国保加入者に限らずに、雇用面や住環境、それから婚姻、出産の減少など様々ありますので、そういったものを検討を進めていかなければ、そっちが先でないのかというふうに考えております。本町では所得に制限なく18歳までの子供の医療費は無料でございます。そういった点から考えましても子供のいる世帯には大きな負担軽減になっていきますので、国保税の現時点でこれ以上の軽減については考えておりません。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の給食費助成の部分についてお答えいたします。

ご質問の部分で年間約1,000万の給食費ということで、就学援助分約300万円、4年度の部分では実額が約250万円です。なので、その差額の部分が助成が可能ではないかということにつきましてお答えいたします。給食費については、これまでも申していますように、材料費のみを計算の基礎としまして給食費を出してございます。それぞれ小学校が267円、中学校が317円ということでございます。それとともに就学援助ということで経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対しまして支援をしているということで、質問要旨の部分の約300万円、4年度は250万円の部分で助成をしてございます。お答えとしましては、現段階での無償化は考えてございません。ただ、4年度の給食費につきましては給食費の収入が、ちょっと細かいのですが、金額万円単位で987万円です。賄い材料費として町が支出した金額が1,066万円ということで、町の持ち出しが79万円ほど持ち出しということで、見方は変なのですが、その部分が助成したというか、考えもできるかなと思っております。現在のところは無償化は考えていかないと。ただ、国のほうで抜本的に大分、数か月前に国の政府要人の方が子育ての異次元のというので学校給食費も無償化というのでの発言があって、すごく期待していたのですが、次の日には全然報道にもなっていないので、潰れたのかなという感じでちょっと残念でいるのですが、それとともに質問で管内の黒松内、赤井川は無料だということで、子供の数小さいですし、パイが少ないとそういう金額の費用の部分もという部分で、これまでの答弁でもしていますように、ふるさとの基金がありますので、そちらを十分活用してのいろんな施策を総合的に考えてまいりたいと思います。

○5番（真貝政昭君） 町長が言っていた古平町の小中学生、高校生までの医療費無料化というのは積丹町も、それから余市町も実施なので、これはそれこそ自慢するような段階では既になくなってきているという段階です。いずれ仁木、赤井川もこういう流れに従っていくものと予想しています。

今の教育長のどこかのお話で国、道とかの動きなのですけれども、異次元の少子化対策というのが、底が知れるようなお話を今されたのですけれども、地元の古平がいかにかに少子化対策で国とかにアピールしていかないと国は動かないと、けつをたたくという施策が必要だということです。給食費仮に1,000万円にしても、去年ですか、ふるさと納税3億超えたお金が懐に入ってきているわけでしょう。違いますか。幾らですか。計算してください。2億ですか。仮に2億にしても、1年間に入ってくる、ポケットマネーという表現しますか、それで給食費20年分賄える額です。今の時点での小中学生です。ところが、ゼロ歳から就学前の人数は年間平均四、五人です。そしたら、1,000万でなくて300万かそれくらいの額に減っていくのです。だから、先を見通すと少子化がどうのこうのという段階でけちっている場合ではないのです。ぜひそこら辺を考えていただきたいなというふうに思います。改めてそこら辺の見通しです。今の時点よりもその後のことが今問われていると思います。

それと、国保の均等割の件ですけれども、少子化対策で国は公費助成始めていますけれども、我が町の国保の加入者というのは漁業者、農業者、それから地元で建設業に携わっている畳屋さんとか、それからペンキ屋さんとか、塗装屋さんとか、地元の産業で働いている方たちが加入している保険です。そういう面で考えますと、地場産業を応援するという形も、そういう視点でも国保の子供の均等割の無料化というのは考えていけると思うのです。そういう面でぜひとも視野を広げていただきたいと思うのですけれども、町長はそこら辺はどのようにお考えか。

○町長（成田昭彦君） 私どもも今全体的に、各課で少子化対策でうちでどんな事業をしているのかというところを取りまとめている状況でございます。そういった中で考えていきますと、そういった中からまず予算査定するときにはこれからの少子化対策として何が望ましいのか、何を優先的にやっていくのか、そういった中で考えていきますので、その一つとしてこういった事業もありますということはおっしゃっていただきますけれども、私個人から考えますと、そういった私どもの少子化対策の中では国保の均等割の部分というのは、まだまだそこまでうちの段階では進んでいけないのかなというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） かつては国保会計で約1億5,000万の赤字が出たときに、当時の町長は一般会計から1億5,000万ぼんと助成したものです。町民の苦境をよく分かっている方、私はその方のことを酷評していましたが、その点はすごいなというふうに思いました。ぜひとも古平町で異次元の対策を取っていただきたいなと思います。国には今期待できません。よろしく願います。

3点目です。大成建設の工事不正と古平町の複合庁舎の施工信頼性です。これについて伺います。それで、今年の春、新聞報道等で札幌のビルの施工工事での不正が3月16日に発覚し、大成建設への信頼が揺らいでいます。それで、この複合庁舎は設計、施工監理、全て大成建設にお任せというふうに造られた建物です。私は、管理は別にやるべきだというふうに主張しましたが、当時

の町長は突っぱねました。それで、実際に工事スケジュールを見ますと、最後の年でしたか、1月から3月の冬期間は寒いということもあって休工というスケジュールだったのが突貫工事で生コンを打った。突貫工事がされていたのです。その件についての当時の町長とのやり取りは省略しますが、札幌での不正工事というのは監理を請け負った久米設計が、久米設計といたら古平小学校の基本設計を受注した企業で世界の久米というふうに私は認識しているのですけれども、その久米設計も見抜けなかったと報じられています。おかしいと思ってチェックさせたのが発注者の職員だったということなのです。この建物は、私たち議会は更地になったところを見ただけで工事中の様子は一切見せられなかった。完成間近に見せてくれましたけれども、一体こういう設計、施工監理まで一括でやられたこの建物の信頼性というのはどのように検証されるのか、もうお手上げ状態なのか、するべきなのか、いい材料だというふうに思っているのですけれども、町長の見解を伺いたい。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の大成建設の工事不正と当町庁舎の施工信頼性についてご答弁申し上げます。

まずもって現時点では出来上がった段階ですので、今の札幌の問題については中止するしかないと考えております。担当者レベルの話ではございますけれども、大成建設の札幌支店の上とはこういう報道が流れてお騒がせして申し訳ありませんという報告があったと伺っております。その騒動とは別の話でありますけれども、庁舎利用も1年経過していることもありまして、何かあった場合は連絡願いますとも大成から言われております。大成側とは定期的にまだ連絡取り合っておりますし、また町としても何か発生した際には申入れできる、そういった体制整備は整えておきたいというふうに考えております。

町が採用した設計、施工監理一括方式のやり方かどうかということでございますけれども、契約した時点での町の置かれていた背景など様々な要素を勘案して恐らく最善の判断をしたのだなというふうに理解しております。ただ、一般論にはなりますけれども、それぞれ設計、施工監理というのは別発注のほうが多いというふうに私は聞いております。

○5番（真貝政昭君） 公募型プロポーザルで、こういうのは普通なのだとおっしゃる当時の町長の認識でした。しかし、こういう公共的な建物は避難施設にもなっているわけですから、まず第1点に強度の点で工事が信頼性あるものだったかどうかというのは全く検証されていないのです、工事中に。チェックされていないのです。あくまでも大成側の範疇にあるということなのです。私がかじってはいるけれども、素人です、こういう建物については。これから何が起きるか分からないこういう建物について、何らかの方策を考えていくべきではないかと。当時のこういう工事が行われたときの最高責任者がこういうような発注の仕方をするのが妥当なのかどうかという、もしやってしまった場合何らかの検証の仕方というものを検討すべきでないかというふうに思っているのですけれども、町長は監理は別物で考えるべきだというふうに考えていらっしゃるけれども、やってしまったものですから、その後が問題なのです。我々が大きな地震でこの建物が耐えられるかどうかというのは全くよく分かりません。だから、そういう点の検証の仕方をぜひ検討すべきでないか。

それと、もう一つ、この建物は高度な目的があって設計された建物です。脱炭素ということで。その検証も大成に任されているのです。だけれども、それが正しい数字が出てくるかどうかというのは全く信用できないと。第三者によって検証すべき道があるのでないかというふうに思っているのですけれども、その点についても答弁をお願いしたい。

○町長（成田昭彦君） 今の建物としては致し方ない。これからも大成とはそういった連絡を取り合いながら、何があってもそういったことのできる、そういう体制を取っていかなければならないと思っております。

脱炭素についても、今毎月定例で報告いただいていますけれども、今の段階ではそれを信用しながら進めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

真貝議員、続けてください。

○5番（真貝政昭君） 関西電力の巨大風力発電計画について伺います。

前の議会で伺ったときに町長は中立の立場でということなのですからけれども、小樽、余市の近辺で計画していた双日の巨大風車の計画が市長、それから市議会の反対で会社側が計画を断念したという、そういう報道がされています。規模としては余市、古平、仁木にまたがる区域で計画されている大きさの巨大風車と同程度だというふうに思っています。小樽で計画されていた国営草地の森林伐採の面積は、報道では43ヘクタールと報道されています。古平に関係する台数は小樽の計画の約3倍ですので、100ヘクタール以上の森林が伐採されて、道路と山頂を削り取って事業が展開されるという、概略そのような構想で想像しております。それで、私が心配したのは保安林を解除してこのような開発をやってしまうと、前に起きたようなゲリラ豪雨によって川が氾濫して財産や命が危険にさらされるという、そういう心配を挙げていました。仁木方面ですと景観の問題と、それから健康被害の問題が取り沙汰されています。健康被害については、実際に海外では認められているというふうに報道もあります。また、北大の研究者によると、政府でも確定されていないものを簡単に認めてしまうのはいかがなものかというふうに見解を述べられています。ぜひとも健康被害に関する件についても中立の立場で町長は検討していただきたいと思えます。

それと、保安林の解除によって、それこそ乱開発が進められている例というのは北見のほうでも実際にあるようで、ネット上に投稿もされています。それこそ頂上を削り取って、巨大な擁壁を造って道路を造り上げていくと。まさに巨大な林道を山頂を貫いて走って歩くような、そういう計画です。想像できると思います。古平の場合は、余市、それから仁木の町長が一致して保安林の解除に判こを押さないと計画が進まない、そういう内容ですので、ぜひとも3町長で協力して何が問題なのかというのを検討していくべきでないかと。それと、小樽市長や小樽市議会が反対に踏み切っ

た、その理由についても連携を取ってお勉強していく必要があるのではないかというふうに思っています。通告文では私の反対という立場を取ってほしいと書いていますけれども、町長は中立という立場なので、そこら辺の意見の相違は別にして、こういう連携を取った調査というものを進めていってほしいなというふうに思っているのですけれども、町長の見解を伺いたい。

○町長（成田昭彦君） 関西電力の巨大風力発電計画についてご答弁申し上げます。

まずもって関西電力からは陸上風力事業計画につきましては、新聞等で公表されてございますけれども、事業予定者からは事業実施想定区域、それから今後の風況調査等の結果を踏まえて検討を行うとのことで、具体的な設置場所は今のところ決まっておりません。今回の環境アセスメント調査により事業実施想定区域も若干変更となってくるものと思われまます。また、現時点では環境アセスメントの最初の段階の文献調査が主でありまして、環境保全の配慮事項、それから配慮書を取りまとめ、風況調査に入る段階と聞いております。まずもって今予定されています余市、仁木とはそういった話もするわけでございますけれども、余市の町長も仁木の町長も具体的なそういったものはまだ全然考えていないということでございます。また、仁木の町長に関しても中立の立場で今はまだ対応している。当然行政としては自然災害でありますとか健康被害、それから自然環境破壊、それがどうなるのかということを見極めていかなければなりませんし、また自然エネルギーの環境からいってどうなのか、そういったことを把握しながら進めていかなければならないと思いますので、今は余市、仁木とはそういった中で話合いというか、それはしていきますけれども、私の考え方としては以前にも申し上げたように、そういった具体的なものも出てこないうちにはまだまだ中立の立場でこれからも考えていきたいと思っております。

○5番（真貝政昭君） 古平漁港から今建っている4基の風車を見ますと、奥のほうに連なる景色がよく見えるのです。あのどこら辺にあれよりももっと大きな風車が建つのだろうかと思像するのですけれども、実際に計画区域内の地質がどういうものかというのは全くよく分からないのです。大ざっぱにいきますと、豊浜トンネルのあの岩盤というのは神恵内層という水冷破碎岩です。非常にもろい岩層ですけれども、それが一帯的にここら辺を覆っているはずで。海底火山によって水中で冷やされた岩石ですから、非常にもろいと。古平の川の奥のほうに行きますと、鋭くえぐれたような斜面崩壊の跡もあるのです。豊浜トンネルの事故のときに北大の研究者がテレビ等で紹介していましたが、非常に複雑な縦の亀裂がこの一帯を通っているのだと。何かの拍子で崩壊が起きるといふ、そういう説明をされていましたが、自然の中をいじりますとチョペタンの奥の林道のように何もなかったのに崩れるということが起きますので、そこら辺は慎重に考えていただきたいと思えます。ぜひとも関西電力からの提示がある前に予備的な知識というものを、専門家等広く知識を集めて対応していただきたいと思う次第です。

次に、古平の空襲について伺います。なぜこれをこの6月の議会で取り上げたかということ、前に沖縄の辺野古基地の埋立てに沖縄南部の土を埋立土に使うということで沖縄県議会が全会一致で反対して、古平でも議決してほしいと、反対だと来たのですけれども、よく分からない議員が多くなったということです。私が議会に参画した頃は皆さん戦争を何らかの形で経験している方でびんとくる話なのですけれども、そうはなっていないと。私より年上の議員でさえ78年前の7月15日に古

平が空襲に遭ったというのは知らないでいる。聞いたことがあるかもしれないけれども、分からないという、そういう方がたくさんです。戦争の記憶が全く風化しているということです。「せたかむい」、それから町史第3巻を見ますと具体的です。78年前の6月27日に古平で初めて空襲警報が鳴って、その次の年の7月15日に鉾石船射水丸ですか、町長がよく御存じですけれども、それが狙い撃ちされて23名の方が亡くなっているのです。私の母親なんか学校に通勤途中でそれを目の当たりにしておびえた記憶があるのです。市町村で室蘭だとかああいいう市では港で大分工場がありましたから、狙い撃ちも激しかったのですけれども、町で被害数、亡くなった数が一番多いのは古平なのです。北海道空襲ってあって、古平が一番犠牲者が多かったのです。今ウクライナでテレビで毎日のように放送されていますけれども、戦争の悲惨さを風化させてはならないと、そういう思いで私今回この件を取り上げたのです。

琴平神社の中に昭和40年代に遺族会が鎮魂歌碑を建立しましたがけれども、しょっちゅう琴平神社に行く方も、その鎮魂歌碑の裏側に戦争で亡くなった方の名前が刻まれていると知っている方はいなくなりました。何だろう、これはというくらい松に覆われて、それが何なのかも分からないような状況にされていたと。それが私の指摘によって若干見えるようになったようですけれども、古平でこういうことがあったということを語り継いでいくということが今求められていると。それを行政として続けていかなければ完全に忘れられてしまうと。まだ古平空襲のことを知っている人がいるのだ、古平に。そういう方の証言とかを集める必要があるのではないかとというふうに思っているのですけれども、町長の考えを聞きたいです。

○町長（成田昭彦君） 古平空襲についてでございますけれども、まずもってここでいう戦争につきまして後世に伝えることは、町をというよりも第一義的に国の役割だと私は考えております。現時点では特段のそういった考えはございませんけれども、ただ古平空襲につきましては真貝議員おっしゃるように23名の方が亡くなられております。実際に空襲を受けたときは21名だったのですけれども、その後昭和28年と昭和30年に射水丸が引き揚げられたというか、その中から遺骨が2体出てきたというふうに町史では書かれてございます。そういったものを町史にはかなり生々しく書かれております。そのときの空襲を受けた、グラマンで空襲を受けて、そのまま禅源寺の裏で焼かれて子供たちが見に行くと怒られたとかと詳しく書いてございますので、その辺も何かの機会に町民に周知するような、そういうことは進めていけたらいいのかなと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもそれらは今後の研究課題として考えていきたいと思っております。

○5番（真貝政昭君） 大分以前に寿都に行ったときに、寿都の港に道の駅っぽいところがありまして、そこに寿都空襲の冊子があったのです。私寿都の町史編さん室か寿都町そのものが、教育委員会なり関わっているのかなというふうに思っていましたら、民間の方がまとめたやつなのです。民間といっても当時あった測候所の職員がいろんな証言をまとめて、どういう空襲だったのかというのをまとめた冊子です。寿都町の教育委員会に問合せしましたら、民間の方でまとめた冊子、図書館にありまして、販売もしているといったかな、そういうような状況です。だから、公の行政が関わっているというのはほとんどなくて、全く個人の力によっていろんな実態が記録されていると、そういう状態なのです。個人に任せるといえるのは極めていいかげんなもので、誰かがそういう行動

を起こさない限り永遠に記録は残らないだろうということなのです。町史と、それから「せたかむい」両方見ていますけれども、それでは語り尽くされないものがあるだろうし、「せたかむい」の中には、言い方は悪いですが、いろいろな号の中に例えば空襲のことについてぼつぼつとあるような状況で、空襲についてまとめているような問題ではないのです。「せたかむい」の中を整理するだけでも結構いいものができるのではないかというふうに思っているのです。ところが、町史編さん室が閉鎖されたのが平成28年頃でしたか、それから個人の力でやられていましたけれども、それも町のほうでは保存されていませんので、全く分からなくなり、途絶えているという状況です。これを何とかして後世に残すような動きを、取っかかりを町側でつくっていただきたいなというふうに思うのです。後世のためです。二度とこういう犠牲を古平で出さないためにもということなのです。

○町長（成田昭彦君） 確かに射水丸の空襲についても、町史の中には戦争に関しての文面というのではないのです。これも産業の中の稲倉石鉱山の中でこの戦争の空襲問題がうたわれている、読まれているという状況なものですから、今うちのほうも町史編さんのほう1人雇っていますけれども、今ちょうど町史第3巻で昭和43年、開町100年までの歴史しかないのですけれども、その後の歴史を今現在まで作っていただいております。そこも大体できてきたというふうに聞いていますので、その後は災害に取りかかってもらおうというふうに思っております。ですから、その中でもしこういう資料があつて、できるものであればそういったものも作ってみたいというふうに考えていますので、それはまだこれからの検討事項。ただ、いかにせん資料がどこまであるのかだと思いますけれども、その辺はできる限りそういった形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） これは先日の道新の、日にちはついこの間というふうに言っておきますけれども、1面の一番下のほうに書籍の広告があつたのです。私それ大きいところが割と目につくものですから分からなかったのですけれども、よくよく見たら菊地慶一さんという方が、元学校の教員です。今90を超えた方が間もなく自分も死ぬので、言い残しておきたいということで本を出したのです。北海道空襲で3,000人ぐらいの方が亡くなっているのかな、その中に子供が亡くなっているのが200人ぐらいだったかな、そのことを書いた本なのです。求めて読もうと思っているのですけれども、幸いに古平は子供の犠牲者はいなかったのですけれども、この戦争の記憶というのは知っている方たちにとっては遺言のように残しておきたいという希望が非常に強いです。沖縄から意見書が来たときにチラシに書いてみたら、自分の兄も沖縄で亡くなって帰ってこなかったという、そういう電話をいただいた女性の方がいました。もう古平にはその方いらっしゃいませんけれども、忘れてはならないことなので、ぜひとも大事な案件として取り組んでいただきたいと思う次第です。答弁を。

○町長（成田昭彦君） できる範囲でそういった方向では進めてまいりたいと思います。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時36分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま議案第33号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第5号）が提出されました。
これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 議案第33号

○議長（堀 清君） それでは、追加日程第1、議案第33号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第33号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明をいたします。

追加でお配りした議案の1ページを御覧ください。この補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,913万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。なお、1枚めくっていただいた2ページ、3ページがその歳入、4ページ、5ページが歳出となっております。

以上が第1表、地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容を説明いたしますので、もう一冊、別冊の議案第33号説明資料を御覧ください。この補正につきましては、第三の居場所の建設事業が先日の入札で不落となったことから、短期間での著しい物価上昇を踏まえ最新の単価に見直し、積算し直した結果から予算を増額するものでございます。なお、第三の居場所建設については、先ほどの報告第2号で報告したとおり、令和4年度予算に計上し、それを5年度に繰り越したため、その繰越しをした予算を補正することは地方自治法上できないため、不足分を新たに5年度予算に計上するものでございます。

それでは、説明資料の4ページ、5ページ御覧ください。款、項の項ごとにご説明いたします。9款教育費、6項保健体育費、既定の予算に770万円を追加し、4,335万9,000円とするものでございます。内容につきましては、今ご説明したとおり、第三の居場所建設工事請負費として770万円を追加するものでございます。

1枚戻っていただいて、議案の説明資料の2ページ、3ページです。歳入です。17款繰入金、2

項基金繰入金、既定の予算に770万円を追加し、2億9,144万4,000円とするものでございます。歳出でご説明した770万円を賄う経費として財政調整基金770万円を繰入れするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 第三の居場所の説明、今総務課長からありましたけれども、前回不調に終わった入札に関しましては今後どのようなになるのか。それで、入札自体が同じ業者でやり直すものなのか、それとも入札業者が一新するものなのか、一部替わるものなのか、その辺はどうなのでしょう。それと、いつ頃までに終了する予定なのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） まず、1点目の入札次やった場合の関係なのですけれども、今回設計変えていますので、業者につきましては以前と同じ業者でもう一度入札をすることになります。

それと、工期の関係なのですけれども、できれば12月末までには終わらせて、運営を2月からと予定していますので、できるだけ12月末までには終わらせたいと考えております。

○4番（高野俊和君） そしたら、総体的にはあまり遅れることはなく、心配することはないということなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 今回議決いただきまして早急に入札の手続入っていくのですけれども、その入札が果たして、その状況によってはまた延びる可能性はあります。

○5番（真貝政昭君） ちょっと整理したいのですけれども、不調に終わったことすら記憶から飛んでいますので、改めて聞くのですけれども、議案の24ページに繰越明許費で出ています。既収入特定財源と未収入特定財源、それから一般財源合わせて約6,000万です。これの中で予定価格というのが設定されて、これが不調に終わったということなのですけれども、何回札入れが行われたかということと、最後に一番低かった数字というのは幾らだったのですか。

○教育次長（本間克昭君） まず、札入れの回数につきましては2回やっています。結果的に不調に終わっています。それで、一番最終的に安かった金額は税抜きで7,900万円です。

（「税も入れた額は幾ら」と呼ぶ者あり）

○教育次長（本間克昭君） 税を入れたらということなのですけれども、8,690万円です。

○5番（真貝政昭君） 今回の770万の追加補正というのは、約6,000万に770万やって、これ税込みだよ。これで間に合うのかな。8,690万だったら間に合わないのではないかな。

○教育次長（本間克昭君） 設計する段階でいろいろルール等ございますので、それに基づいた設計金額を今回はじき出しております。それと、今回前回の設計と変わった部分につきましては見積り等を最新のものに改めています。ただ、ルールは逸脱できませんので、ルール上はこの金額になります。

○5番（真貝政昭君） そしたら、入札で何だかんだ予定価格内で納めてもらうという構えですね。それで駄目であればもう一回練り直しというふうになります。時間的に、不調になった場合に合うのだろうか。最終リミットは、2月からスタートだから、逆算して工事期間とかも見なければならぬので、何月までに決めてもらわないと駄目だというふうになるのですけれども、そのリミッ

トというのは何月ですか。

○教育次長（本間克昭君） 2月からの運営にかけて本来であれば9月頭までには契約をしたいというのが実情でございます。ただ、設計金額、先ほど言いましたようにルール上決まった金額でやっていますので、今回議決いただきまして入札の手続をして次も不調であった場合には、その期間もひょっとしたら間に合わなくなる可能性もあります。

○議長（堀 清君） 3回です。

（「最後だけいいかな」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） いつでもおまけしているのですけれども。

○5番（真貝政昭君） その2月というのははずせない数字なのですか。2月スタートというのは、B&G財団との関係で必ずスタートさせなければならないというのが2月なのですか。

○教育次長（本間克昭君） 財団からの補助金の交付決定を受けている運営開始時期が2月となっております。ただ、状況によっては財団との話し合いも必要になると思われま

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第21、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がござい

ます。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第22、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第23、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第25 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 日程第25、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第26 議員の派遣について

○議長(堀 清君) 日程第26、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(堀 清君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3時56分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員